

工場立地法 届出のてびき

東京都産業労働局

目 的

工場立地法の概要	2
1 特定工場	4
1 - 1 特定工場の定義	4
1 - 2 敷地面積の考え方	4
1 - 3 建築面積の考え方	5
2 生産施設	5
2 - 1 生産施設の定義	5
2 - 2 敷地面積に対する生産施設の面積の割合	6
2 - 3 生産施設面積の測定方法	6
3 緑地	7
3 - 1 緑地の定義	7
3 - 2 敷地面積に対する緑地面積の割合	7
3 - 3 緑地面積の測定方法	7
3 - 4 屋上緑化・壁面緑化等の緑地面積への算入割合	9
4 緑地以外の環境施設	9
4 - 1 緑地以外の環境施設の定義	9
4 - 2 敷地面積に対する環境施設面積（緑地を含む）の割合	10
4 - 3 緑地以外の環境施設の測定方法	11
4 - 4 環境施設の配置	11
生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の定義と事例	12
5 既存工場に対する弾力的措置	17
5 - 1 既存工場に対する弾力的措置とは	17
5 - 2 準則不適合の場合への弾力的対応	17
5 - 3 兼業の場合	18
5 - 4 準則計算式と計算の事例	18
6 届出が必要な場合	32
6 - 1 届出が必要な場合	32
6 - 1 - 1 新設の場合	32
6 - 1 - 2 変更の場合	32
6 - 1 - 3 その他の場合	33

6 - 2	届出が必要ない場合	33
7	届出の時期	33
7 - 1	実施の制限	33
7 - 2	実施の制限期間の短縮	34
8	届出書類	35
8 - 1	届出書類一覧表	35
8 - 2	届出のあて先及び部数	36
8 - 3	届出書類の様式	37
8 - 4	届出書類の記載例	60
9	東京都工場立地法地域準則条例等	80
9 - 1	東京都工場立地法地域準則条例	81
9 - 2	壁面緑地に関する基準	85
9 - 3	壁面緑地の面積の算定例	86
9 - 4	施工例	87

工場立地法の概要

工場立地法の概要

工場立地法は、工場立地が周辺との環境の保全を図りつつ適正に行われるよう定められたものです。この中で、最も事業者の方と関連があるのが、工場の敷地利用に関する「生産施設」「緑地」「環境施設」の面積率などの定めです。一定規模以上の工場を「特定工場」といい（下記2を参照）その設置等に関しては、事前の届出が必要です。

東京都は平成17年4月から「東京都工場立地法地域準則条例」を施行し、都内の工業系地域の緑地面積率・環境施設面積率を緩和しました。あわせて、「壁面緑化に関する都基準」を設けました。

また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年8月30日交付）に伴う「工場立地法」の一部改正（平成24年4月1日）及び「工場立地法施行規則」等の一部改正（平成23年9月30日施行）により、平成24年4月から「東京都工場立地法地域準則条例」の一部を改正しました。

1 制度のしくみ

届出（法第6条等）
（工場の新設、増設など）

東京都は、下記に適合しているか検証

（法4条に基づく「工場立地に関する準則」、法4条の2に基づく「地域準則」（＝東京都工場立地法地域準則条例）に適合しているか）

- 敷地面積に対する生産施設の面積の割合 30～75%以下
（詳細は5ページ以降参照）
（業種によって30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 75%のいずれか）
- 敷地面積に対する緑地面積の割合（詳細は7ページ以降参照）
工業専用地域・工業地域・準工業地域 15%以上
その他の地域 20%以上
- 敷地面積に対する環境施設面積（緑地を含む）の割合（詳細は9ページ以降参照）
工業専用地域・工業地域・準工業地域 20%以上
その他の地域 25%以上

既存工場（昭和49年6月28日に操業している工場（又は建設中だった工場））については、生産施設の変更等の際、逐次緑地の整備を求める措置が設けられています。（詳細は17ページ以降参照）

勸告（法第9条第2項第1号）
（準則・地域準則不適合等の場合）

変更命令（法第10条）
（勸告に従わない場合）

罰則（法第16条）
（命令に違反した場合）

2 届出対象工場（＝特定工場）（詳細は4ページ参照）

業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱発電所は除く）
規模：敷地面積 9,000 m²以上 又は 建築物の建築面積 3,000 m²以上

3 届出が必要な場合（詳細は32ページ以降参照）

法条文	届出の種類	
第6条第1項	新設	特定工場の新設（敷地面積若しくは建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。）
一部改正法 附則第3条 第1項	変更	昭和49年6月28日に特定工場の設置をしている者又は新設工事中の者が昭和49年6月29日以後最初に行う変更
第7条第1項		施行令第1条、第2条の改廃時にその改廃により新たに特定工場となる工場の設置をしている者又は新設工事中の者がその後最初に行う変更
第8条第1項		の届出をした者がその後行う変更
第12条第1項	その他	氏名等の変更
第13条第3項		譲受、借受、相続又は合併による届出者の地位の承継
-		特定工場を廃止（移転）する場合

4 届出の時期（詳細は33ページ参照）

法第11条により、届出が受理された日から90日間は原則として工事に着手してはならないことになっています。（実施の制限）

なお、事業者が実施の制限期間の短縮申請を行った場合は、期間を最大30日間まで短縮できますが、届出内容が法第9条の勧告の要件に該当しないことが必要です。（実施の制限期間の短縮）

5 東京都産業労働局ホームページ等での情報提供について

東京都産業労働局ホームページで、工場立地法に係る届出に必要な書類がダウンロードできます。

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/sinsei/koujouritti/koujouritti.html>

経済産業省ホームページ内に、工場立地法に関する法令や資料が掲載されています。

http://www.meti.go.jp/policy/local_economy/koujourittihou/hou/koujourittihou.html

6 届出先・お問い合わせ先（平成24年4月現在）

東京都産業労働局商工部地域産業振興課地域振興係

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎30階北側

電話 03-5320-4755

FAX 03-5388-1461

1 特定工場

1-1 特定工場の定義

- ・特定工場を新設又は変更しようとするときは、工場立地法による届出義務があります。
- ・特定工場の範囲については、工場立地法第6条及び工場立地法施行令第1条・第2条で次のとおり定められています。

業 種.....製造業（物品の加工修理業を含む。） 電気供給業（水力、地熱発電所を除く。） ガス供給業、熱供給業
規 模.....敷地面積 9,000 m ² 以上又は建築物の建築面積の合計 3,000 m ² 以上

（補足）

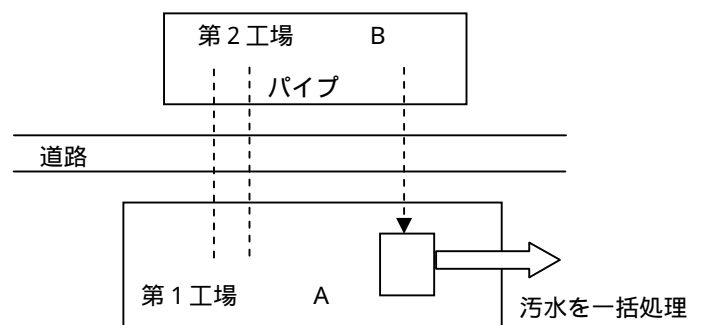
- ・物品の加工修理業とは、製造と修理又は賃加工（他の業者の所有に属する原材料に加工処理を加えて加工賃を受けとること。）と修理をあわせて行う事業をいう。
- ・自動車整備業のように単に修理のみを行うものは含まれない。
- ・変電所、ガス供給所は含まれない。
- ・鉱業、建設業、倉庫業、運輸業等は含まれない。

1-2 敷地面積の考え方

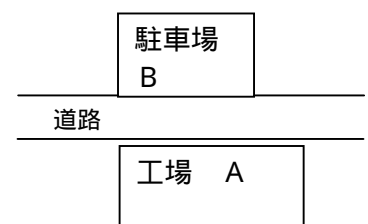
- ・工場敷地面積は、所有地、借地等のいかに問わず、当該工場の用に供する土地の面積をいう。したがって、子会社、下請工場等に土地を貸している場合には、その部分は除かれ、子会社、下請工場等の工場敷地となる。ただし、建設、土木工事等に伴う臨時的な業者ハウスの敷地は当該工場の一体の敷地に含まれるものとする。
- ・道路、河川、鉄道等により二分されている場合は、通常はまとまった一つの敷地面積ではないが、その工場自体のために設けた私道、軌道等により分断されている場合又は道路、鉄道等により分断されてはいるが生産工程上、環境保全上若しくは管理運営上極めて密接な関係があり一体をなしている場合は、まとまった一つの敷地面積とする。

（まとまった一つの敷地面積の例）

（例1）第1工場と第2工場の間道路を挟んでいるが、生産機能上密接なつながりがある場合は、A及びBをまとまった一つの敷地面積とする。



（例2）道路を挟んで、従業員用の駐車場がある場合は、A及びBをまとまった一つの敷地面積とする。



1 - 3 建築面積の考え方

- ・工場等の建築面積とは、工場等の建築物（社宅、寮又は病院の建築物を除く。）の水平投影面積（述床面積ではありません。）をいい、その測り方は建築基準法施行令第2条第1項第2号の規定による。

2 生産施設

2 - 1 生産施設の定義

- ・工場立地法施行規則第2条で以下のように定められています。

第2条 法第4条第1項第1号の生産施設は、次の各号に掲げる施設（地下に設置されるものを除く。）とする。

- (1) 製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む。）電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程又は熱供給業における熱発生工程（以下「製造工程等」という。）を形成する機械又は装置が設置される建築物
- (2) 製造工程等を形成する機械又は装置で前号の建築物の外に設置されるもの

（補足）

- ・事務所、研究所、食堂等で独立の建築物であるものは、生産施設としない。
- ・倉庫、タンク等もっぱら貯蔵の用に供する独立した施設は、生産施設としない。ただし、半製品又は中間製品のタンク、倉庫が製造工程を形成する一連の機械又は装置が設置されている独立の区画に属する場合は、生産施設とする。
- ・自家発電施設、ボイラー、コンプレッサー等は生産施設とする。ただし、事務所用の空気調節施設等製造工程以外のために用いられるものは、生産施設としない。
- ・製造工程のために用いられるものであっても、受変電施設及び用水施設は、生産施設とはしない。
- ・製品の検査が生産工程の一環として行われる検査所、試験室は生産施設となるが、独立して製品の技術開発等を目的とする試験室等は、生産施設としない。
- ・自らの工場における排出物を処理するための施設は公害防止施設とされ、生産施設とならない。ただし、当該施設によって有用成分の回収又は副製品の生産を行う場合は、原則として生産施設とする。
- ・一時的な遊休施設は生産施設とする。また、廃止された施設であっても、撤去されない限り、原則として生産施設とする。ただし、事務所や倉庫等に用途替えした場合は、生産施設から除外できる。

2 - 2 敷地面積に対する生産施設の面積の割合

・工場立地に関する準則第 1 条で、業種別に下記の表に記載する以下の割合と定められています。

敷地面積に対する生産施設の面積の割合 ()

業種の区分		敷地面積に対する生産施設面積の割合 ()
第一種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	0.3
第二種	製材業・木製品製造業(一般製材業を除く。) 造作材・合板・建築用組立材料製造業(繊維板製造業を除く。) 及び非鉄金属鋳物製造業	0.35
第三種	一般製材業及び伸鉄業	0.4
第四種	窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。) 農業用機械製造業(農業用器具製造業を除く。) 及び繊維機械製造業	0.45
第五種	鋼管製造業及び電気供給業(太陽光を変換して得られる電気を供給するものを除く。)	0.5
第六種	でんぷん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業、建設機械・鋳山機械製造業及び冷凍機・温湿調整装置製造業	0.55
第七種	石油製品・石炭製品製造業(石油精製業及びコークス製造業を除く。) 及び高炉による製鉄業	0.6
第八種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	0.65
第九種	電気供給業(太陽光を変換して得られる電気を供給するものに限る。)	0.75

(平成 24 年 2 月現在)

(注) 既存工場については、弾力的措置が設けられています。詳細は 17 ページ以降を参照してください。

2 - 3 生産施設面積の測定方法

- ・原則として、投影法による水平投影面積を測定する。
- ・一階が倉庫で二階に生産施設があるような場合、その建築物は生産施設であり、当該建築物の全水平投影面積が生産施設面積となる。
- ・同一建築物内で、倉庫、事務所、食堂等があり、壁等で明確に仕切られている場合は(可動式の間仕切等は不可) 当該面積を除いた面積を生産施設面積とする。
- ・屋外にある生産施設の場合は、水平投影図の外周によって囲まれる面積とする。

3 緑地

3-1 緑地の定義

東京都工場立地法地域準則条例第2条第2号で以下のように定められています。

第2条2号 次に掲げる土地又は施設(建築物その他の施設(以下「建築物等施設」という。)に設けられるものであって、当該建築物等施設の屋上、その他の屋外に設けられるものに限る。以下「建築物屋上等緑化施設」という。)とする。

(1) 樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であつて、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの

(2) 低木又は芝その他の地被植物(除草等の手入れがなされているものに限る。)で表面が覆われている土地又は建築物屋上等緑化施設

(補足)

- ・次に掲げるものは緑地とする。ただし、
については、地面や壁面等に固定されており容易に移設することができないものに限る。

苗木床

花壇

いわゆる雑草地であっても、植生、美観等の観点から良好な状態に維持管理されているもの

- ・次に掲げるものは緑地としない。

野菜畑

温室、ビニールハウス

3-2 敷地面積に対する緑地面積の割合

工場立地に関する準則第2条、工場立地法第4条及び東京都工場立地法地域準則条例第3条、第4条第1号で、以下のとおり定められています。

都市計画法第8条第1項第1号に定める

工業専用地域・工業地域・準工業地域	15%以上
その他の地域	20%以上

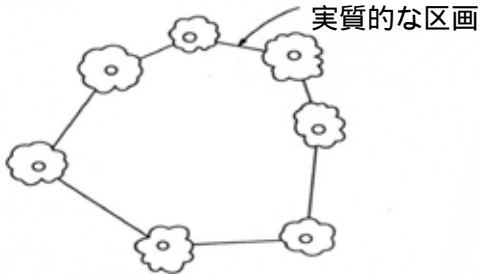
(注) 既存工場については、弾力的措置が設けられています。詳細は17ページ以降を参照してください。

3-3 緑地面積の測定方法

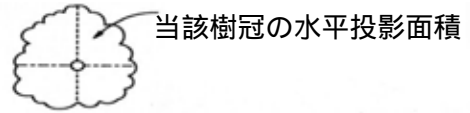
- ・樹木が成育する土地又は建築物屋上等緑化施設で、さく、置石、へい等により区画されているものについては、当該土地又は建築物屋上等緑化施設の区画を緑地面積として測定する。(さく等の外周からの測定で可。)ただし、樹木の植栽方法は区画された土地又は建築物屋上等緑化施設全体が緑地と認められるように当該区画された土地又は建築物屋上等緑化施設全体に平均的に植栽しなければならない。

- ・低木又は芝その他の地被植物で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設の面積については、当該表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設の面積を緑地面積として測定する。
- ・その他の場合

(例1) 区画されていない場合の緑地面積

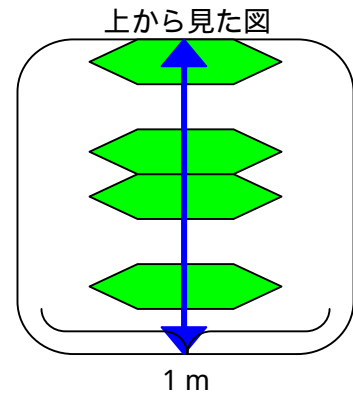
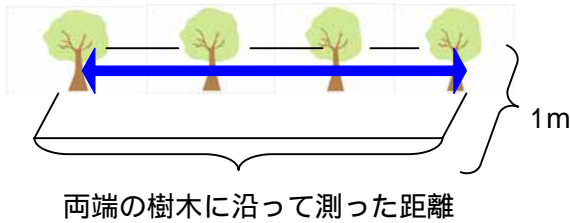


(例2) 単独の樹木の緑地面積



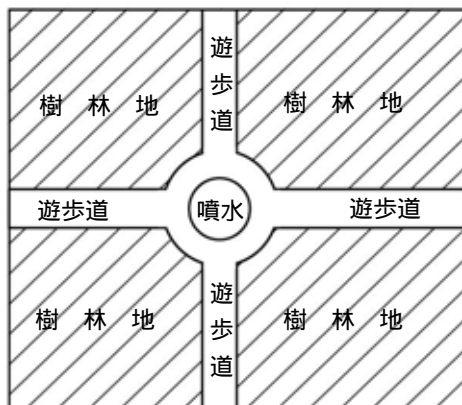
(樹冠とは樹木の梢頭を構成している一段の枝葉をいう。)

(例3) 区画されていない場合で一列の並木状に植林されている場合の緑地面積

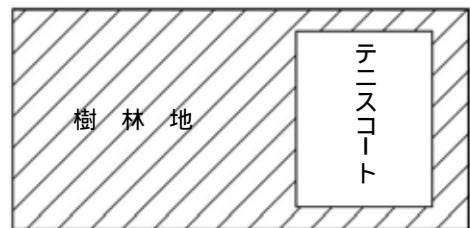


- ・緑地以外の環境施設が樹木の生育する緑地で囲まれており、かつ緑地の面積が緑地以外の環境施設の面積の2倍程度以上である場合で、緑地以外の環境施設の面積も含めて工場立地法施行規則第3条第1号(東京都工場立地法地域準則条例第2条第2号(1))の基準に適合する場合は、緑地以外の環境施設の面積も緑地として測定する。

(例1)



(例2)



- ・法面(斜面)を緑化した場合は、その法面の水平投影面積を測定する。
- ・樹木と地被植物が混在している区画された土地が、工場立地法施行規則第3条第1号及び第2号(東京都工場立地法地域準則条例第2条第2号(1)及び(2))の土地の両方に該当する場合は、緑地は、当該区画された面積を測定するものとし、区画された面積の2倍とはならない。

- ・ 建築物屋上等緑化施設のうち、壁面に設けられる緑地については、「壁面緑地に関する基準」（85頁）により面積を測定する。

3-4 屋上緑化・壁面緑化等の緑地面積への算入割合

東京都工場立地法地域準則条例第5条で以下のように定められています。

第5条 緑地面積率の算定において、緑地以外の環境施設以外の施設又は第二条第三号（一）トに掲げる施設と重複する土地及び建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の25/100の割合まで緑地の面積に算入することができるものとする。

（補足）

- ・ 「『緑地以外の環境施設』以外の施設」とは、具体的には、屋上庭園・配管下の芝生・藤棚の下が広場又は駐車場になっている場合等を指す。

4 緑地以外の環境施設

4-1 緑地以外の環境施設の定義

東京都工場立地法地域準則条例第2条第3号で以下のように定められています。

第2条第3号 次に掲げる土地又は施設であって工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するよう管理がなされるものとする。

(1) 次に掲げる施設の用に供する区画された土地（緑地と重複する部分を除く。）

イ 噴水、水流、池その他の修景施設
 ロ 屋外運動場
 ハ 広場
 ニ 屋内運動施設
 ホ 教養文化施設
 ヘ 雨水浸透施設
 ト 太陽光発電施設（電気供給業における発電施設は除く。次項において同じ。）
 チ イからトまでに掲げる施設のほか、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるもの

(2) 太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるもの（緑地又は(1)に規定する土地と重複するものは除く。）

（補足）

環境施設全体に関する説明

- ・ 緑地以外の環境施設とは、工場立地法施行規則第4条に規定する区画された土地（緑地と重複する部分を除く。）又は施設をいい、粉じん、騒音等を防止する観点のみならず、工場立地が周辺住民に与える違和感等も含めて周辺地域との調和を保つために整備することをねらいとしたものである。
- ・ 緑地以外の環境施設の判断基準は次の5つのうち、1つを満たすこととする。
 - オープンスペースであり、かつ、美観等の面で公園的に整備されていること。
 - 一般の利用に供するよう管理されること等により、周辺の地域住民等の健康の維持増

進又は教養文化の向上が図られること。

- c 災害時の避難場所となることにより防災対策等が推進されること。
- d 雨水等の流出水を浸透させる等により地下水の涵養が図られること。
- e 工場立地法施行規則第4条に規定する太陽光発電施設であって、実際に発電の用に供されるものであること。

個別の施設に関する説明

- ・修景施設とは、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、日陰たな等の施設をいう。
- ・屋外運動場とは、野球場、陸上競技場、蹴球場、庭球場、バスケットボール場、バレーボール場、水泳プール、スケート場、すもう場等で屋外にあるもの（これらに付属する観覧席、更衣所、シャワーその他の工作物を含む。）をいう。
- ・広場とは、単なる空地、玄関前の車まわりのような場所ではなく、休息、散歩、キャッチボール、バレーボール程度の簡単な運動、集会等総合的な利用に供する明確に区画されたオープンスペースで公園的に整備されているものをいう。
- ・屋内運動施設とは、体育館、屋内水泳プール、屋内テニスコート、武道館、アスレチックジム等（これらに付属する観覧席、更衣室、シャワーその他の工作物を含む。）をいう。
- ・教養文化施設とは、企業博物館、美術館、ホール等であって、教養文化の向上に資することが目的とされ、かつ、その効果が見込まれるものをいう。
したがって、主に販売を目的に自社製品を展示している施設、単に絵画を展示している通路等は、教養文化施設としない。
- ・雨水浸透施設とは、浸透管（浸透トレンチ）、浸透ます（雨樋等といった雨水を通すためだけのものは除く。）浸透側溝、透水性舗装が施された土地等である。ただし、駐車場、構内道路等環境施設以外の施設であって、生産工程に係るものと重複する場合（原材料の搬入、製品の搬出等の車両が駐車するための駐車場に施された透水性舗装等）は、環境施設としない。
- ・工場立地法施行規則第4条でいう太陽光発電施設とは、太陽電池、太陽電池設置器具、パワーコンディショナー及び変圧器など太陽光を電気に変換するための一連の機械又は装置をいう。同条第2号でいう太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるものとは、建築物等施設の屋上又は壁面に設置される太陽光発電施設をいう。
- ・駐車場は環境施設としない。（ただし、「重複緑地」で規定する場合を除く。）

4-2 敷地面積に対する環境施設面積（緑地を含む）の割合

工場立地に関する準則第3条、工場立地法第4条及び東京都工場立地法地域準則条例第3条・第4条第2号で、以下のとおり定められています。

都市計画法第8条第1項第1号に定める	
工業専用地域・工業地域・準工業地域	20%以上
その他の地域	25%以上

（注）既存工場については、弾力的措置が設けられています。詳細は17ページ以降を参照してください。

4-3 緑地以外の環境施設の面積の測定方法

- ・さく、置石、へい等で区画された土地又は施設の面積を環境施設面積として測定する。
- ・専ら従業員の用に供する体育館、クラブハウス、温室等はそれ自体では環境施設でないが、それらが環境施設に囲まれているか、又は接している場合で、環境施設的面積が体育館、クラブハウス等の面積の5倍程度以上である場合には、体育館等の面積は環境施設的面積として測定する。
- ・地下に埋設されている雨水浸透施設については、当該施設が地表に出ている部分の面積とし、雨水を集められる部分の面積とはしない。

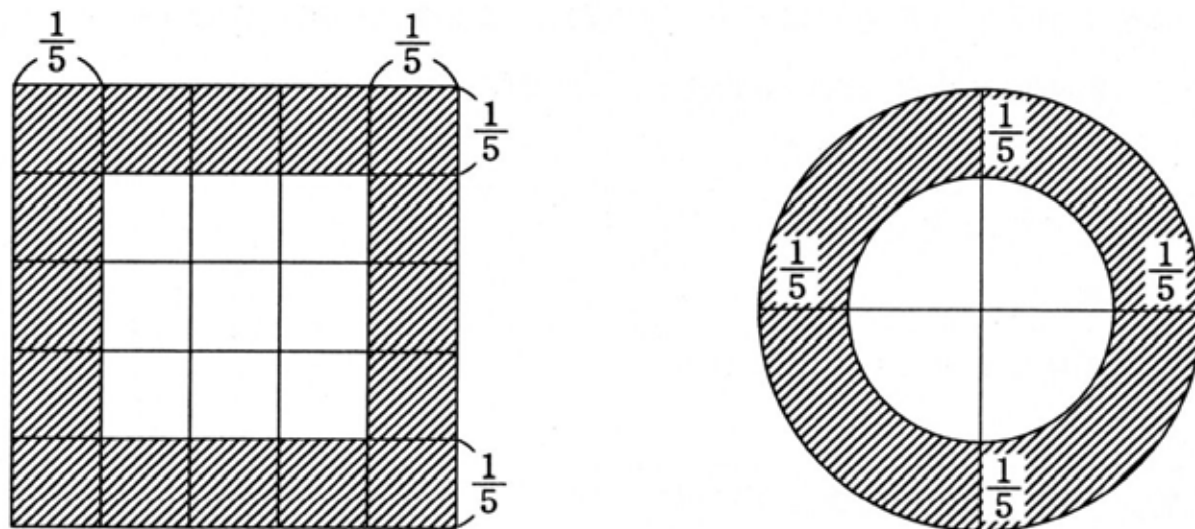
4 - 4 環境施設の配置

工場立地に関する準則第4条で以下のように定められています。

第4条 環境施設の配置は、製造業等に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）の環境施設のうちその面積の敷地面積に対する割合が100分の15以上になるものを当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。

（補足）

- ・工場立地法（昭和34年法律第二十四号）第四条の二第一項の規定に基づき地域準則が定められた場合（以下「地域準則が定められた場合」という。）又は企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第四十号）第十条第一項の規定に基づき準則が定められた場合であって、これらの準則に規定する環境施設面積率が100分の15未満である場合には、当該面積率に相当する分の環境施設を当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。
- ・周辺の地域の生活環境の保持に最も寄与するようには、住宅、学校、病院等の施設が存在する方向に集中的、重点的に環境施設を配置して環境施設の遮断帯としての機能を最も効果的に発揮させるようにということである。
- ・「敷地周辺部」とは、敷地の境界線から、対面する境界線までの距離の5分の1程度の距離だけ内側に入った点を結んだ線と境界線との間に形成される部分とする。



生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の定義と事例

1. 生産施設

定義・事例	生産施設とする	生産施設としない
(定義) 製造業等における物品の製造工程を形成する機械又は装置が設置される建築物 製造工程等を形成する機械、装置で屋外に設置されるもの		
(1) 事務所、研究所、食堂等		「事務所、研究所、食堂等」で独立の建築物
(2) 倉庫関連施設	半製品又は中間製品のタンク・倉庫 ・製造の単位としての工程を形成する一連の機械又は装置が設置されている独立の区画に属する場合 ・工場建屋の中に含まれる場合	倉庫 置場 もっぱら貯蔵の用に供する独立した施設 倉庫又は置場に付随した ・原材料の仕分け施設 ・納入品の検査所 ・原材料又は最終の製品の抜取検査施設 ・計量施設 半製品又は中間製品のタンク・倉庫 ・原材料又は最終の製品のタンクヤード内の一部に設置されているもの ・独立した倉庫内におかれている場合 タンク付随施設 生産施設でない貯蔵タンクに付属した加熱装置
(3) 出荷・輸送関連施設	生産工程の一環としての製品の包装、荷造(梱包)を継続して行う施設	・倉庫、置場に付随して最終の製品を出荷するための施設 ・屋外ベルトコンベヤー、輸送用配管等もっぱら輸送の用に供する施設
(4) 用役施設 (受変電施設及び用水施設を除く。)	自家発電施設(工場立地法施行規則第4条に規定する太陽光発電施設を除く。) ボイラー(純水製造設備を含む。) コンプレッサー 酸素製造施設 熱交換器 整流器等 製造工程等の用に一部共用される用役施設(ボイラー、コンプレッサー、ポンプ等) 工場建屋内の空気調節施設	受変電施設 例)変電所、開閉所、受電施設等 用水施設 例)工業用水の取水・貯水施設、冷水塔、排水施設 用役施設だが、製造工程以外にもっぱら供されているもの 例)事務所用の空気調節施設(ボイラー、コンプレッサー、ポンプ等) 出荷施設や用水施設用の用役施設(コンプレッサー、ポンプ等)
(5) 煙突煙道等排煙施設		煙突煙道等排煙施設(排水施設に準ずる。)
(6) 検査所(試験室)	生産工程の一環として行われる検査所、試験室	独立して製品の技術開発を目的とする試験研究を行う検査所、試験室

定義・事例	生産施設とする	生産施設としない
(7) 修理工場	製造・加工と修理を合わせて行う修理工場 例) 治工具を製造し、合わせて生産施設の修理をする工場建屋 金型製造と修理を合わせて行う工場建屋等	部品の取替え等によって、自らの工場等の生産施設の修理のみを行う修理工場
(8) 公害防止施設	公害防止施設(有用成分の回収又は副製品の生産を行う施設) 例) 重油脱硫施設 生産工程に完全に組み込まれ、原材料の回収や副製品の製品化を経常的にを行い、それがその業界の製造方法における常態となっている施設 例) クラフトパルプ製造工程における黒液燃焼装置 非鉄金属製錬業における硫酸回収施設 ガス製造工程におけるコークス炉ガスの脱硫装置 高炉ガスからのアンモニア回収施設 製鉄工場、金属製品工場における廃酸、廃アルカリ回収施設	公害防止施設(自工場における排出物を処理するための施設) 有用成分の回収又は副製品の生産を行う場合で次の2点を満たすこと。 当該有用成分を廃棄することにより公害を生ずる恐れがあると認められること。 当該有用成分を原材料にして使用するための加工等を行うことにより、他から購入するのに比べ、明らかに継続して損失が生じると認められること。 有用成分を製品化する場合で次の2点を満たすこと。 当該有用成分を廃棄することにより公害を生ずる恐れがあると認められること。 当該有用成分を製品化して販売することにより、単に廃棄することに比べ、明らかに継続して損失が生じると認められること。 例) 発電所における排煙脱硫施設 サルファイドパルプ製造工場における蒸留廃液濃縮燃焼装置 アルコール製造工場における蒸留廃液濃縮燃焼装置 工場からのばい煙又は粉塵の防除を行うための集塵施設で、有用成分の回収を行わないもの 有用成分の回収を行わない、排水処理施設(排水処理施設の水を再度循環利用する場合を含む。)
(9) 休廃止施設	一時的な遊休施設 廃止された施設で撤去されない施設	
(10) 試作プラント	試作のための施設の規模性能からみて、実稼働プラントに移行する可能性のあるもの又は当該試作品を販売する場合	試作品、開拓品等を製造、研究する施設
(11) 地下に設置される施設		地下に埋設される施設や地下室に設置される施設
(12) コントロールハウス	生産機能の集中制御のための建物	
(13) 副資材製造工場等	・製品出荷のための梱包材を製造する工場建屋 ・鋳物用木型又は金型を製造する工場建屋 ・工場の自家用の生産用機器、工具等を製造する工場建屋	
(14) 屋外作業場	当該作業場内の生産の用に供する機械又は装置(作業定盤及びクレーンを除く。)	屋外作業場

定義・事例	生産施設とする	生産施設としない
(15) 混合、調合施設	生産工程の一環として製品又は半製品を製造するための加工行為であるもの 例) 農産物の混合の施設 無機薬品の混合の施設 清涼飲料の原液と清涼飲料剤の調合等の施設	
(16) 技術訓練施設		技術訓練施設
(17) 季節的に用途が変わる建築物	生産活動を行う時期が季節的である場合で工場建屋の用途が季節的に異なる場合 例) でんぷん製造施設 清酒製造施設	
(18) 冷凍施設等	冷凍食品を製造するための冷凍施設等、生産工程を形成する冷凍施設	でき上がった冷凍食品を出荷又は保存のために冷蔵しておく冷蔵施設
(19) 養生施設	屋内で養生を行う場合の養生施設	コンクリート製品の屋外の養生場
(20) 電気供給業における生産施設	石炭の粉砕機、LNGの気化装置、レギュレーター	発電工程前の原燃料の受入、貯蔵、輸送施設
	発電工程を形成する機械又は装置 ボイラー本体 再熱器 タービン本体 復水器本体 給水ポンプ 給水加熱器 給水処理装置 ボイラー水処理装置 ボイラーに付属する空気予熱器 蒸気配管 発電機 励磁機 等	
		独立した 変電施設（主変圧器を含む。） 開閉所 冷却池 冷却塔 取水施設 受電施設 原子力発電に係わる 廃棄物貯蔵施設 核燃料貯蔵施設 淡水源施設（ダム、プール等）
(21) 石炭ガスによるガス供給業の生産施設	石炭の粉砕機、混合機及びこれに付属する制御室	ガス製造工程前の原料の受入、貯蔵、輸送施設 例) 石炭クレーン 貯炭場 コンベアー等

定義・事例	生産施設とする	生産施設としない
(22) 石炭ガスによるガス供給業の生産施設(つづき)	<p>ガス製造施設 石炭ガス発生が、消火塔及びこれらに付随する空気圧縮機、押出機、制御室、装炭車、消火車、コークスガイド車、並びにこれらが設置されている区画内になるドライメン等の配管</p> <p>ガス精製施設 冷却装置、タール排除器(コットレルを含む。)ガス排送機、硫酸回収施設(硫酸飽和器、結晶槽、硫酸計量槽、蒸留塔、分離器、その他の補機類)、スクラパー、脱硫施設、ガス軽油回収施設、熱量調節装置等及びこれらが設置されている区画内にある配管</p> <p>コークス製造施設 炉前ワーク、粉碎装置、ふるい分け装置及び選別装置</p> <p>タール精製施設 ガス液タール分離槽、タール槽、タール蒸留施設及び付随施設</p> <p>熱量測定室 コントロールハウス</p>	<p>ガス製造施設 消火水の沈殿層(消火用ポンプを含む。)沈澱粉処理施設</p> <p>ガス精製施設 硫酸タンク、硫酸の倉庫、脱硫剤の倉庫、洗浄油受入槽、ガス軽油出荷槽</p> <p>コークス製造施設 屋外ベルトコンベヤ、出荷用の計量施設等、ガスホルダー、ガス供給のための出荷用の圧送機、クーラー、付臭施設及び熱量調節施設の出口移行のガス本管</p> <p>タール精製施設 ガス液槽、ガス液管</p>
(23) 原油、ナフサ、LNG、LPGによるガス供給業の生産施設	<p>原油、ナフサによるガス製造の場合 ガス発生器 増熱器 原料加熱炉 蒸気予熱器 熱交換器 廃熱ボイラー CO変成装置 脱硫施設 油圧又は水圧等の動力発生装置 制御室 送風機 レリーフホルダー等 上記が設置されている区画内にある配管等</p> <p>LNG、LPGによるガス製造の場合 ガス発生器 熱交換器 制御室 上記が設置されている区画内にある配管等</p>	
(24) 熱供給業における生産施設	<p>ボイラー(蒸気ボイラー、温水ボイラー) ボイラー循環ポンプ 電動駆動冷凍機 蒸気タービン駆動冷凍機 吸収式冷凍機 加圧タンク 蒸気ヘッダー ホットウエルタンク 給水ポンプ 熱交換機</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・独立した燃料の受入、輸送、貯蔵の施設 ・灰の搬出、輸送の施設 ・蓄熱槽 ・供給導管等

2. 緑地

定義	緑地とする	緑地としない
<p>(1) 樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの</p> <p>(2) 低木又は芝その他の地被植物(除草等の手入れがなされているものに限る。)で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹冠の投影面積をもつ単独の樹木 ・ 既存樹林地(自然林、山林等)でその植栽状況からみて基準に適合すると推定できるもの <ul style="list-style-type: none"> 自然林 山林 果樹園 花壇 苗木床 雑草地であっても、植生、美観の観点から良好な状態に維持管理されているもの ・ 緑地以外の施設と重複する場合 (例：下が広場である藤棚、屋上庭園、壁面緑地) ・ 芝生で被われた屋外運動施設 (例：テニスコート等) 	<p>野菜畑 (= 緑地以外の環境施設)</p> <p>温室、ビニールハウス</p>

3. 緑地以外の環境施設

定義	緑地以外の環境施設とする	緑地以外の環境施設としない
<p>修景施設、運動場、広場、太陽光発電施設等の施設の用に供する区画された土地で(緑地と重複する部分を除く。)工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するよう管理がなされるもの(以下の一つを満たすこと)</p> <p>(1) オープンスペースであり、かつ美観等の面で公園的な形態に整備されていること。</p> <p>(2) 一般の利用に供するよう管理されることにより、周辺の地域住民等の健康の維持増進又は教養文化の向上が図られること。</p> <p>(3) 災害時の避難場所等になることにより防災対策等が推進されること。</p> <p>(4) 雨水等の流出水を浸透させる事により地下水の涵養が図られること。</p> <p>(5) 太陽光発電施設であって、実際に発電の用に供されるものであること。</p>	<p>噴水 水流 池 その他の修景施設 滝、つき山、彫像、灯籠、石組、日陰たな等 屋外運動場 野球場、陸上競技場、蹴球場、庭球場、バスケットボール場、バレーボール場、水泳プール、スケート場、すもう場等(これらに付属する観覧席、更衣所、シャワーその他の工作物を含む。)</p> <p>広場 休息、散歩、キャッチボール、バレーボール程度の簡単な運動、集会等の総合的な利用に供する、明確に区画されたオープンスペースで、公園的に整備されているもの</p> <p>野菜畑 屋内運動施設 体育館、屋内水泳プール、屋内テニスコート、武道館、アスレチックジム等(これらに付属する観覧席、更衣所、シャワーその他の工作物を含む。)</p> <p>教養文化施設 企業博物館、美術館、音楽・演劇ホール 雨水浸透施設 浸透管、浸透ます、浸透側溝 (地下に埋設されている雨水浸透施設は地表面に出ている部分) 透水性舗装が施された土地 太陽光発電施設 太陽電池、太陽電池設置器具、パワーコンディショナー及び変圧器など太陽光を電気に変換するための一連の機械又は装置</p>	<p>駐車場 クラブハウス 販売目的の自社製品展示施設 食堂 従業員専用の体育館等の屋内運動施設</p> <p>注： や でも周辺の環境施設の配置状況によっては環境施設となることがある。</p>

5 既存工場に対する弾力的措置

5 - 1 既存工場に対する弾力的措置とは

昭和 49 年 6 月 28 日に設置されている工場又は設置のための工事が行われている工場等(以下「既存工場」という。)については、直ちに準則どおりの緑地等を設置させることはできないので、昭和 49 年 6 月 29 日以後に生産施設を変更する際に「工場立地に関する準則の『備考』(東京都工場立地法地域準則条例の『附則』)」に定められている算式によって計算を行い、それによって算出された面積以上の緑地、環境施設を設置することになっています。また、増設できる生産施設の面積の上限も計算により算出します。(これらの計算のことを「準則計算」と呼んでいます。)

兼業の場合についても、同様に算式が定められています。

最終的には、工場立地に関する準則又は東京都工場立地法地域準則条例に定められた基準を達成することが目標となります。

なお、既存工場で変更の届出の場合、生産施設の新たな設置がない場合は準則計算は必要ありません。

5 - 2 準則不適合の場合への弾力的対応

既存工場が下記に該当する場合は、準則計算上の緑地等を確保できなくても建替えを行うことができます。また、準則に適合しない場合は、知事は原則として勧告を行うこととしていますが、個別的事情がある場合は審査の上、勧告しない場合もあります。詳しくはご相談下さい。

下記の(1)、(2)のいずれの要件とも満たし、周辺の地域の生活環境の保全に支障を及ぼさないと知事が認める場合は、算定式により求められる緑地又は環境施設の面積に満たなくとも、建て替えを行うことが可能です。ただし、ビルド面積がスクラップ面積を超えない部分に限ります。

(1) 対象工場要件

以下の かつ に該当すること。

老朽化等により生産施設の建替えが必要になっている工場で、建替えにより景観が向上する等周辺地域における生活環境の保全に資する見通しがあること(注 1)。

建て替え後に緑地の整備に最大限の努力をして、緑地面積又は環境施設面積が一定量改善されること(注 2)。

(2) 生活環境保全等要件

以下の ~ のうち、いずれか一つに該当する場合。

現状の生産施設面積を拡大しない単なる改築又は更新

生産施設を住宅等から離す、住宅等の間に緑地を確保する等、周辺の地域の生活環境に配慮した配置への変更

工業専用地域、工業地域等に立地し、周辺に住宅等がないこと。

注1 「景観が向上する等周辺地域における生活環境の保全に資する見通しがある」とは、
景観の向上（地域環境と調和した建物・施設のデザイン、色彩、配置が採用される等
により、向上の外観が周りの都市景観、環境と調和する等）

省エネルギー、新エネルギー設備の導入

リサイクル施設の導入等の産業廃棄物の適正な処理に積極的に取り組むことなどが
あげられます。

注2 一定量改善の目安とは、

準則計算で必要とされる緑地面積又は環境施設面積の 1/2 以上が確保できること。確保
できない場合は、緑化の努力状況、現在の緑地水準、周辺の土地利用状況を勘案して緑地
面積（環境施設面積）の改善と認められることが必要です。

5 - 3 兼業の場合

・単一業種か兼業かにより準則計算式が違います。

・兼業とは

兼業とは、生産施設面積率：（6 ページ参照）が 2 以上の異なる業種に属しているとい
うことです。兼業か否かは、工場から最終的に出荷される製品で判断します。

半製品又は中間製品が最終製品のためのものであるとともに、出荷もされている場合は兼業
となることがあります。

・兼業の場合の生産施設面積の算定

兼業の場合は、それぞれの業種に属する生産施設面積を算定します。算定の方法が不確かな
ものは、以下の例によります。

・2 以上の業種の製造工程のため用いられる用役施設は、その面積を工場内の業種別に明らか
に分けることのできる生産施設の面積のそれぞれの合計で比例配分する。

・工場建屋が全体として兼業の場合で、業種により製造機が異なるときは、面積の大きい方の
製造機の業種に属するものとする。しかし、判別がつけ難いときは、業種の数で工場建屋面
積を分割する。

・同一工場建屋内の同一設備から 2 以上の異なる業種に属する製品を製造する場合は、 の
値の厳しい方の生産施設面積として算定する。

5 - 4 準則計算式と計算の事例

準則計算の際、どの式を用いるかは以下のように整理されます。

以下の準則計算の計算式の数値（「0.15」「0.2」）（緑地面積率 15%、環境施設面積率 20%）は、
東京都工場立地法地域準則条例で定める工業専用、工業、準工業の工業系地域に立地する特定工
場に適用する数値を使用しています。

工業系以外の地域に立地する特定工場については、工場立地に関する準則に定めるとおり、下
記の式の「0.15」を「0.2」に、「0.2」を「0.25」（緑地面積率 20%、環境施設面積率 25%）に
変えて計算してください。

	既存工場等		新設工場等	
	単一業種	兼業	単一業	兼業
生産施設	$P \left(S - \frac{P_0}{S} \right) - P_1$ <p>ただし、</p> $\left(S - \frac{P_0}{S} \right) - P_1 > 0$ <p>のときは $P = 0$ とする。</p>	$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{S} - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{S}$	$P \quad S$	$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{S} \quad S$
緑地	$G \frac{P}{S} (0.15 - \frac{G_0}{S})$ <p>ただし、 $\frac{P}{S} (0.15 - \frac{G_0}{S}) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは $G = 0.15S - G_1$ とし、 $\frac{P}{S} (0.15 - \frac{G_0}{S}) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは $G = 0$ とする。</p>	$G \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{S} (0.15 - \frac{G_0}{S})$ <p>ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{S} (0.15 - \frac{G_0}{S}) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは $G = 0.15S - G_1$ とし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{S} (0.15 - \frac{G_0}{S}) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは $G = 0$ とする。</p>	$G = 0.15S$	
環境施設	$E \frac{P}{S} (0.2 - \frac{E_0}{S})$ <p>ただし、 $\frac{P}{S} (0.2 - \frac{E_0}{S}) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは $E = 0.2S - E_1$ とし、 $\frac{P}{S} (0.2 - \frac{E_0}{S}) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは $E = 0$ とする。</p>	$E \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{S} (0.2 - \frac{E_0}{S})$ <p>ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{S} (0.2 - \frac{E_0}{S}) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは $E = 0.2S - E_1$ とし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{S} (0.2 - \frac{E_0}{S}) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは $E = 0$ とする。</p>	$E = 0.2S$	

() 敷地面積に対する生産施設の面積の割合 (6 ページ参照)

() 既存生産施設用敷地計算係数

	業種の区分	既存生産施設用敷地 計算係数 ()
一	他の項に掲げる製造業以外の製造業及び熱供給業	1.2
二	化学調味料製造業、砂糖製造業、酒類製造業(清酒製造業を除く。)、 動植物油脂製造業、でんぷん製造業、製材業・木製品製造業、造作 材・合板・建築用組立材料製造業、パルプ製造業、紙製造業、加工 紙製造業、化学工業(ソーダ工業、塩製造業、有機化学工業製品製 造業(合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び 半合成樹脂製造業を除く。)、ゼラチン・接着剤製造業及び医薬品製 造業(医薬品原薬製造業を除く。))を除く。)、石油製品・石炭製品 製造業(コークス製造業を除く。)、タイヤ・チューブ製造業、窯業・ 土石製品製造業(板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同関 連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石 製造業を除く。)、高炉によらない製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、熱間 圧延業、冷間圧延業、冷間ロール成型形鋼製造業、鋼管製造業、伸 鉄業、鉄素形材製造業(可鍛鋳鉄製造業を除く。)、非鉄金属第二次 製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む。)、非鉄金属・同合金圧 延業、非鉄金属鋳物製造業、鉄骨製造業、建設用金属製品製造業、 蓄電池製造業、自動車製造業、自動車車体・附随車製造業、鉄道車 両製造業、船舶製造・修理業(長さ250メートル以上の船台又はド ックを有するものに限る。)、航空機製造業、航空機用原動機製造業、 産業用運搬車両製造業、武器製造業、電気供給業及びガス供給業	1.3
三	有機化学工業製品製造業(合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬 化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。)、コークス製造業、 板ガラス製造業、生産用機械器具製造業(機械工具製造業、金属用 金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品 製造業及びロボット製造業を除く。)、はん用機械器具製造業(動力 伝導装置製造業、消火器具・消火装置製造業、弁・同附属品製造業、 パイプ加工・パイプ附属品加工業、玉軸受・ころ軸受製造業、ピス トンリング製造業及び各種機械・同部品製造修理業(注文製造・修 理)を除く。)、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業(配線 器具・配線附属品製造業を除く。)、産業用電気機械器具製造業及び 船用機関製造業	1.4
四	ソーダ工業、セメント製造業、高炉による製鉄業及び非鉄金属第一 次製錬・精製業	1.5

(平成24年2月現在)

(注)「既存生産施設用敷地計算係数」は、「敷地面積に対する生産施設の面積の割合」と同じく、
国が定める「工場立地に関する準則」により決められています。

1 .【既存工場で単一業種】

生産施設

$$P = (S - \frac{P_0}{\alpha}) - P_1$$

ただし、 $(S - \frac{P_0}{\alpha}) - P_1 < 0$ のときは $P = 0$

これらの式で、 P 、 S 、 α 、 P_0 及び P_1 は次の数値とする。

- | | |
|-------|--|
| P | 今回の届出によって設置する生産施設の面積（撤去分は含まない。） |
| S | 敷地面積（変更があった場合は変更後の面積とする。）
敷地面積に対する生産施設の面積の割合（6 ページ参照）
既存生産施設用敷地計算係数（20 ページ参照） |
| P_0 | 昭和49年6月28日に設置されている生産施設の面積及び設置のための工事が行われている生産施設の面積の合計 |
| P_1 | 昭和49年6月29日から前回までの生産施設の面積の変更の合計（設置については+、撤去については-として計算）。ただし、今回の届出で生産施設の撤去を行うときはその分も含める。 |

$(S - \frac{P_0}{\alpha})$ は昭和49年6月28日時点で、あとどれくらい生産施設を増やせるか（増設可能面積）ということを表している。ただし書きのように変更面積（ P_1 ）が増設可能面積以上になってしまうと、それ以上の生産施設の設置はできない。（ $P = 0$ ）

緑地

$$G = \frac{P}{\beta} (0.15 - \frac{G_0}{S})$$

ただし、 $\frac{P}{\beta} (0.15 - \frac{G_0}{S}) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは $G = 0.15S - G_1$ とし、 $0.15 - \frac{G_0}{S} < 0$ のときは $G = 0$ とする。

これらの式で、 G 、 G_0 及び G_1 は次の数値とする。（ P 、 α 、 S についてはと同じ）

- | | |
|-------|---|
| G | 今回の届出によって設置する緑地の増加面積（純増分） |
| G_0 | (イ)昭和49年6月28日時点で設置済又は工事中の緑地面積（ロ）前回までの生産施設の変更に伴い準則値 $\{\frac{P}{\beta} (0.15 - \frac{G_0}{S})\}$ を超えて設置した緑地面積（ただし、平成17年3月31日までの準則値は0.2です。）（ハ）生産施設の変更とは無関係で緑地の設置が本法により届け出てあればその増加分（イ）（ロ）（ハ）を合計した数値。 |
| G_1 | 今回の届出前の緑地面積
ただし、今回の届出工事において撤去する緑地がある場合は、 G のほかに撤去面積分の緑地を工場敷地内に確保しなければならない。 |

- ・ G_0 は G_1 の内数であり、他の条件が同じならば G_0 は大きいほど必要とされる G の値は小さくなる。
- ・ ただし書前半は、 G_1 が敷地面積の15%にかなり近づいてきた場合か、 P がかなり大きい場合に用いる式である。この場合は、 $\frac{P}{S}(0.15 - \frac{G_0}{S})$ にあわせると変更後の緑地面積が15%を超えるので、最低限設置しなければならない緑地は、敷地面積の15%になるまでの分でありという意味である。
- ・ ただし書後半は、 G_1 が既に準則を満たしている場合であり、生産施設の変更を行っても、特に緑地を設置する必要はない。

環境施設

$$E = \frac{P}{S}(0.2 - \frac{E_0}{S})$$

ただし、 $\frac{P}{S}(0.2 - \frac{E_0}{S}) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは $E = 0.2S - E_1$ とし、 $0.2S - E_1 < 0$ のときは $E = 0$ とする。

これらの式で、 E 、 E_0 及び E_1 は次の数値とする。（ P 、 S については と同じ）

- E 今回の届出によって設置する環境施設の増加面積（純増分）
- E_0 (イ)昭和49年6月28日時点で設置済又は工事中の環境施設面積 (ロ)前回までの生産施設の変更に伴い準則値 $\{\frac{P}{S}(0.2 - \frac{E_0}{S})\}$ を超えて設置した環境施設面積（ただし、平成17年3月31日までの準則値は0.25です。） (ハ)生産施設の変更とは無関係で環境施設の設置が本法により届け出てあればその増加分 以上の(イ)(ロ)(ハ)を合計した数値。
- E_1 今回の届出前の環境施設面積
ただし、今回の届出工事において撤去する環境施設がある場合は、 E のほかに撤去面積分の環境施設を工場敷地内に確保しなければならない。

〔例 1〕

- i) 既存工場である A 工場は敷地面積23,000㎡、生産施設9,000㎡、緑地面積3,000㎡、環境施設3,800㎡の菓子製造工場である。今回、第一工場棟を500㎡増設するので、初めて立地法による届出を行うことになった。この増設は準則計算上可能か。最低限設置しなければならない緑地及び環境施設の面積はどのくらいか。

生産施設

$$P \left(S - \frac{P_0}{0.65 \times 1.2} \right) - P_1$$

この式に数値をあてはめると

$$P = 500$$

$$= 0.65$$

$$= 1.2$$

$$S = 23,000$$

$$P_0 = 9,000$$

$$P_1 = 0$$

$$\begin{aligned} \left(S - \frac{P_0}{0.65 \times 1.2} \right) - P_1 &= 0.65 \left(23,000 - \frac{9,000}{0.65 \times 1.2} \right) - 0 \\ &= 0.65 (23,000 - 11,538) \\ &= 7,450 \end{aligned}$$

500 7,450 であるから準則に適することになる。

ちなみに、A工場の昭和49年6月28日時点の増設可能面積は7,450㎡である。

計算上の注意 算出した値は小数点以下を切り捨てる。

緑地

$$G \frac{P}{S} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$$

この式に数値をあてはめると

$$P = 500$$

$$= 0.65$$

$$G_0 = 3,000$$

$$S = 23,000$$

$$\begin{aligned} \frac{P}{S} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right) &= \frac{500}{0.65} \left(0.15 - \frac{3,000}{23,000} \right) \\ &= 769 (0.15 - 0.13043) \\ &= 769 \times 0.01957 \\ &= 15.04933 \\ &= 16 \end{aligned}$$

従って 16 m²以上の緑地を設置しなければならない。

計算上の注意 $\frac{G_0}{S}$ の値は小数点第六位を四捨五入し、最後では小数点以下を切り上げる。
(環境施設の場合も同じ。)

環境施設

$$E \frac{P}{S} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right)$$

この式に数値をあてはめると

$$P = 500$$

$$= 0.65$$

$$E_0 = 3,800$$

$$\begin{aligned}
S &= 23,000 \\
\frac{P}{0.2} - \frac{E_0}{S} &= \frac{500}{0.65} \left(0.2 - \frac{3,800}{23,000} \right) \\
&= 769(0.2 - 0.16522) \\
&= 769 \times 0.03478 \\
&= 26.74582 \\
&= 27
\end{aligned}$$

従って 27 m²以上の環境施設を設置しなければならない。

次回 G₀、E₀の算出

A工場は50m²の緑地を新設することにした。

これは環境施設の準則値27を上回っているのでO.K.である。計画値(50)が決まったら次回G₀及びE₀を算出する。

次回G₀の算出

$$\begin{aligned}
G_0 \text{ 算入面積} &= \text{計画値} - \text{準則値} \\
G_0 \text{ 算入面積} &= 50 - 16 = 34 \\
\text{次回 } G_0 &= \text{今回 } G_0 + G_0 \text{ 算入面積なので} \\
\text{次回 } G_0 &= 3,000 + 34 = 3,034
\end{aligned}$$

次回E₀の算出

$$\begin{aligned}
E_0 \text{ 算入面積} &= \text{計画値} - \text{準則値} \\
E_0 \text{ 算入面積} &= 50 - 27 = 23 \\
\text{次回 } E_0 &= \text{今回 } E_0 + E_0 \text{ 算入面積なので} \\
\text{次回 } E_0 &= 3,800 + 23 = 3,823
\end{aligned}$$

) A工場はその後、第2工場棟のスクラップ&ビルド及び緑地の見直しを行うことになった。具体的には、第2工場棟3,000m²を建て替えし、生産施設面積2,800m²の工場とする。緑地は、1,000m²撤去し、1,200m²新設し、また100m²の池を設置する。この計画は、地域準則に適合しているか。

$$\boxed{\text{生産施設}} \quad P \quad \left(S - \frac{P_0}{0.65} \right) - P_1$$

この式に数値をあてはめると

$$\begin{aligned}
P &= 2,800 \\
&= 0.65 \\
&= 1.2 \\
S &= 23,000 \\
P_0 &= 9,000 \\
P_1 &= 500 - 3,000 = -2,500 \\
\left(S - \frac{P_0}{0.65} \right) - P_1 &= 0.65 \left(23,000 - \frac{9,000}{0.65 \times 1.2} \right) - (-2,500) \\
&= 0.65(23,000 - 11,538) + 2,500
\end{aligned}$$

$$= 7,450 + 2,500$$

$$= 9,950$$

2,800 9,950 であるから地域準則に適することになる。

緑 地

$$G = \frac{P}{S} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$$

この式に数値をあてはめると

$$G = 200 \text{ (増加分)}$$

$$P = 2,800$$

$$= 0.65$$

$$G_0 = 3,034$$

$$S = 23,000$$

$$\frac{P}{S} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right) = \frac{2,800}{0.65} \left(0.15 - \frac{3,034}{23,000} \right)$$

$$= 4,308(0.15 - 0.13191)$$

$$= 4,308 \times 0.01809$$

$$= 78$$

200 78 であるから地域準則に適することになる。

環境施設

$$E = \frac{P}{S} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right)$$

この式に数値をあてはめると

$$E = 200 + 100 = 300 \text{ (増加分)}$$

$$P = 2,800$$

$$= 0.65$$

$$E_0 = 3,823$$

$$S = 23,000$$

$$\frac{P}{S} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right) = \frac{2,800}{0.65} \left(0.2 - \frac{3,823}{23,000} \right)$$

$$= 4,308(0.2 - 0.16622)$$

$$= 4,308 \times 0.03378$$

$$= 145.52$$

$$= 146$$

300 146 であるから地域準則に適することになる。

次回 G_0 、 E_0 の算出

次回 G_0 の算出

$$G_0 \text{ 算入面積} = 200 - 78 = 122$$

$$\text{次回 } G_0 = 3,034 + 122 = 3,156$$

次回 E_0 の算出

$$E_0 \text{ 算入面積} = 300 - 146 = 154$$

$$\text{次回 } E_0 = 3,823 + 154 = 3,977$$

2 .【既存工場で兼業】

生産施設

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{i} S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{i}$$

この式において、 n 、 P_i 、 i 、 S 、 m 及び P_{0i} は次の数値とする。

- | | |
|----------|---|
| n | 工場が属する業種の数 |
| P_i | 昭和49年6月29日以後に行う i 業種に属する生産施設の面積の変更に係わる面積の合計
(設置については+、撤去については-として計算)
注：今回の新設分も含める点で、単一業種の P_1 とは異なっている。 |
| i | i 業種についての生産施設面積の敷地面積に対する割合(6ページ参照) |
| i | i 業種についての既存生産施設用敷地計算係数(20ページ参照) |
| S | 敷地面積(変更があった場合は変更後の面積とする。) |
| m | 昭和49年6月28日における当該工場が属する業種の数 |
| P_{0i} | 昭和49年6月29日に設置されている i 業種に属する生産施設の面積、又は設置のための工事が行われている i 業種に属する生産施設の面積 |

右辺 $\sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{i}$ は昭和49年6月28日現在の増設可能敷地面積を表している。左辺 $\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{i}$ は昭和49年6月29日以後設置された生産施設が使用しているとみなされる敷地の面積である。これを比較してみて、後者が前者と同じかそれより小さければ適合している。

緑地

$$G - \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{j} (0.15 - \frac{G_0}{S})$$

ただし、 $G - \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{j} (0.15 - \frac{G_0}{S}) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは $G = 0.15S - G_1$ とし、
 $0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G = 0$ とする。

これらの式において、 G 、 P_j 、 j 、 G_0 及び G_1 は次の数値とする。(n 、 S については と同じ)

- | | |
|-------|---|
| G | 今回の届出によって設置する緑地の増加面積(純増分) |
| P_j | 今回の変更に係る j 業種に属する生産施設の面積(増設分のみ) |
| j | j 業種についての生産施設面積の敷地面積に対する割合(6ページ参照) |
| G_0 | (イ)昭和49年6月28日時点で設置済又は工事中の緑地面積 (ロ)前回までの生産施設の変更に伴い準則値 $\{ \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{j} (0.15S - \frac{G_0}{S}) \}$ を超えて設置した緑地面積(ただし、平成17年3月31日までの準則値は0.2です。)(ハ)生産施設の変更とは無関係で緑地の設置が本法により届け出てあればその増加分 |

(以上の(イ)(ロ)(ハ)を合計した数値。)

G₁ 今回の届出前の緑地面積

ただし、今回の届出工事において撤去する緑地がある場合は、Gのほかに撤去面積分の緑地を工場敷地内に確保しなければならない。

環境施設

$$E = \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{S} (0.2 - \frac{E_0}{S})$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{S} (0.2S - E_0) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは $E = 0.2S - E_1$ とし、
 $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E_1 = 0$ とする。

これらの式において、E、E₀及びE₁は次の数値とする。(n、S、P_j、_jについては及びと同じ。)

E 今回の届出によって設置する環境施設の増加面積(純増分)

E₀ (イ)昭和49年6月28日時点で設置済又は工事中の環境施設面積 (ロ)前回までの生産施設の変更に伴い準則値 $\{ \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{S} (0.2 - \frac{E_0}{S}) \}$ を超えて設置した環境施設面積(ただし、平成17年3月31日までの準則値は0.25です。)(ハ)生産施設の変更とは無関係で環境施設の設置が本法により届け出てあればその増加分
(以上の(イ)(ロ)(ハ)を合計した数値。)

E₁ 今回の届出前の環境施設面積

ただし、今回の届出工事において撤去する緑地がある場合は、Eのほかに撤去面積分の環境施設を工場敷地内に確保しなければならない。

〔例2〕

i)既存工場であるB工場は医薬品原薬($\frac{P}{S} = 0.65$ $\frac{E_0}{S} = 1.3$)及び医薬品製剤($\frac{P}{S} = 0.65$ $\frac{E_0}{S} = 1.2$)を製造している。敷地面積は29,000m²、生産施設は5,000m²(原薬製造工場1,600m²、製剤製造工場3,400m²)、緑地2,500m²、環境施設(テニスコート)が500m²ある。今回、原薬製造工場をスクラップ&ビルドすることになり(スクラップ1,600m²、ビルド1,700m²)、第1回目の届出を行うことになった。この計画は準則に適合しているか。緑地及び環境施設はどれだけ設置しなければならないか。

生産施設

$$S - \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{i} = \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{i}$$

この式に数値をあてはめると

$$n = m = 2$$

$i = 1, 2$ であり、1 が原薬、2 が製剤とすると

$$P_1 = -1,600 + 1,700 = 100$$

$$P_2 = 0$$

$$i_1 = 0.65$$

$$i_2 = 0.65$$

$$S = 29,000$$

$$P_{01} = 1,600$$

$$P_{02} = 3,400$$

$$i_1 = 1.3$$

$$i_2 = 1.2$$

$$\begin{aligned} \text{左辺} &= \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{i} = \frac{100}{0.65} + \frac{0}{0.65} \\ &= 153.84 + 0 \\ &= 154 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{右辺} &= S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{i} = 29,000 - \left(\frac{1,600}{0.65 \times 1.3} + \frac{3,400}{0.65 \times 1.2} \right) \\ &= 29,000 - (1,893 + 4,359) \\ &= 29,000 - 6,252 \\ &= 22,748 \end{aligned}$$

154 < 22,748 であるから準則に適することになる。

計算上の注意 左辺の計算は小数点以下を切り上げる。

緑地

$$G = \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{j} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$$

この式に数値をあてはめると

$$n = 2$$

$j = 1, 2$ であり、1 が原薬、2 が製剤とすると

$$P_1 = 1,700$$

$$P_2 = 0$$

$$i_1 = 0.65$$

$$i_2 = 0.65$$

$$G_0 = 2,500$$

$$S = 29,000$$

$$\begin{aligned} \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{j} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right) &= \left(\frac{1,700}{0.65} + \frac{0}{0.65} \right) \left(0.15 - \frac{2,500}{29,000} \right) \\ &= (2,615.4 + 0) (0.15 - 0.08621) \\ &= 2,615.4 \times 0.06379 \\ &= 166.83 \\ &= 167 \end{aligned}$$

従って 167 m²以上の緑地を設置しなければならない。

計算上の注意 $\frac{G_0}{S}$ の値は小数点第六位を四捨五入し、最後では小数点以下を切り上げる。
(環境施設の場合も同じ。)

環境施設

$$E = \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{j} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right)$$

この式に数値をあてはめると

$$E_0 = 2,500 + 500 = 3,000$$

他は緑地と同じ

$$\begin{aligned} \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{j} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right) &= \left(\frac{1,700}{0.65} + \frac{0}{0.65} \right) \left(0.2 - \frac{3,500}{29,000} \right) \\ &= 2,615.4 \times (0.2 - 0.10345) \\ &= 2,615.4 \times 0.09655 \\ &= 252.51 \\ &= 253 \end{aligned}$$

従って 253 m²以上の緑地を設置しなければならない。

次回 G_0 、 E_0 の算出

B工場は 900 m²の緑地を新設することにした。これは緑地の準則値 167 及び環境施設の準則値 253 を上回っているので O.K. である。計画値 (900) が決まったら次回 G_0 及び E_0 を算出する。
(算出の方法は単一業種と同じ)

次回 G_0 の算出

$$G_0 \text{ 算入面積} = 900 - 167 = 733$$

$$\text{次回 } G_0 = 2,500 + 733 = 3,233$$

次回 E_0 の算出

$$E_0 \text{ 算入面積} = 900 - 253 = 647$$

$$\text{次回 } E_0 = 3,000 + 647 = 3,647$$

) B工場はその後、原薬製造工場の一部220m²を製剤製造工場に用途替えし、また製剤製造工場を300m²増設する。緑地は250m²撤去し、400m²新設する。この計画は地域準則に適合しているか。

生産施設

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{i} - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{i}$$

この式に数値をあてはめると

$$n = 2$$

$i = 1, 2$ であり、1 が原薬、2 が製剤とすると

$$P_1 = -1,600 + 1,700 - 220 = -120$$

$$P_2 = 220 + 300 = 520$$

$$P_1 = 0.65$$

$$P_2 = 0.65$$

右辺については、昭和49年6月28日現在の増設可能敷地面積であるから前回と同じ。

(敷地面積に変更がないかぎり変わらない。)

$$\begin{aligned} \text{左辺} &= \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{i} = \frac{-120}{0.65} + \frac{520}{0.65} \\ &= -185 + 800 \\ &= 615 \end{aligned}$$

$$\text{右辺} = 17,814$$

615 17,814 であるから準則に適している。

緑地

$$G = \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{j} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$$

この式に数値をあてはめると

$$G = 150 \text{ (増加分)}$$

$$n = 2$$

j = 1、2 であり、1 が原薬、2 が製剤とすると

$$P_1 = 0$$

$$P_2 = 220 + 300 = 520$$

$$P_1 = 0.65$$

$$P_2 = 0.65$$

$$G_0 = 3,233$$

$$S = 29,000$$

$$\begin{aligned} \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{j} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right) &= \left(\frac{0}{0.65} + \frac{520}{0.65} \right) \left(0.15 - \frac{3,038}{29,000} \right) \\ &= 800 \times (0.15 - 0.10476) \\ &= 800 \times 0.04524 \\ &= 36.192 \\ &= 37 \end{aligned}$$

150 37 であるから地域準則に適している。

注 用途替えは実質的に生産施設面積が増えるものではないが、用途替えに際し設備投資が行われるものと考えて、その分に対しても緑地設置義務が生じる。

環境施設

$$E = \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{j} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right)$$

この式に数値をあてはめると

$$E = 150 \text{ (増加分)}$$

$$E_0 = 3,647$$

他は緑地と同じ

$$\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{j} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right) = \left(\frac{0}{0.65} + \frac{520}{0.65} \right) \left(0.2 - \frac{3,352}{29,000} \right)$$

$$\begin{aligned}
&= 800 \times (0.2 - 0.11559) \\
&= 800 \times 0.08441 \\
&= 67.528 \\
&= 68
\end{aligned}$$

150 68 であるから準則に適している。

次回 G_0 、 E_0 の算出

次回 G_0 の算出

$$\begin{aligned}
G_0 \text{ 算入面積} &= 150 - 37 = 113 \\
\text{次回 } G_0 &= 3,233 + 113 = 3,346
\end{aligned}$$

次回 E_0 の算出

$$\begin{aligned}
E_0 \text{ 算入面積} &= 150 - 68 = 82 \\
\text{次回 } E_0 &= 3,647 + 82 = 3,729
\end{aligned}$$

3 .【新設工場で単一業種】

生産施設

$P \quad S$

は前述したように生産施設の敷地面積に対する割合であり、業種により、0.3、0.35、0.4、0.45、0.5、0.55、0.6、0.65、0.75の9段階に分かれている。新設工場は、生産施設面積が敷地面積に対して常にこの割合以下でなければならない。(業種別の敷地面積に対する生産施設の面積の割合()は、6頁参照)

緑地

$G \quad 0.15 S$

緑地は業種にかかわらず、敷地面積の15%以上設置しなければならない。

環境施設

$E \quad 0.2 S$

環境施設(緑地及び緑地以外の環境施設)は、敷地面積の20%以上設置しなければならない。

4 .【新設工場で兼業】

生産施設

$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{s_i} S$

この式において、 n 、 P_i 、 s_i 、 S の値は次の数値とする。

n 工場が属する業種の数

P_i i 業種に属する生産施設の新設に係る面積及びその面積の変更に係る面積の合計
(設置については+、撤去については-として計算)

s_i i 業種についての生産施設面積の敷地面積に対する割合

S 敷地面積

、 緑地、環境施設

新設工場は、緑地を敷地面積の15%以上、環境施設を20%以上設置しなければならない。

以上の準則計算の計算式の数値（「0.15」「0.2」）（緑地面積率 15%、環境施設面積率 20%）は、東京都工場立地法地域準則条例で定める工業専用、工業、準工業の工業系地域に立地する特定工場に適用する数値を使用しています。

工業系以外の地域に立地する特定工場については、工場立地に関する準則に定めるとおり、上記の式の「0.15」を「0.2」に、「0.2」を「0.25」（緑地面積率 20%、環境施設面積率 25%）に変えて計算してください。

6 届出が必要な場合

6-1 届出が必要な場合

工場立地法において、以下のように定められています。

法条文	届出の種類	
第6条第1項	新設	特定工場の <u>新設</u> （敷地面積若しくは建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。）
一部改正法 附則第3条 第1項	変更	昭和49年6月28日に特定工場の設置をしている者又は新設工事中の者が昭和49年6月29日以後最初に行う <u>変更</u>
第7条第1項		施行令第1条、第2条の改廃時にその改廃により新たに特定工場となる工場の設置をしている者又は新設工事中の者がその後最初に行う <u>変更</u>
第8条第1項		の届出をした者がその後行う <u>変更</u>
第12条第1項	その他	氏名等の変更
第13条第3項		譲受、借受、相続又は合併による届出者の地位の承継
-		特定工場を廃止（移転）する場合

6-1-1 新設の場合

例外なく届出が必要です。（敷地面積若しくは建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。）

6-1-2 変更の場合

「変更」とは次のような場合をいいます。

- ・特定工場における製品を変更するとき。

ただし、届出を必要とするのは、以下の場合に限ります。

- a) 日本標準産業分類における三ケタ分類（小分類）に属する業種が、他の三ケタ分類に属する業種となる変更が行われる場合。（ある業種の廃止又は追加の場合を含む。）

b) 敷地面積に対する生産施設の面積の割合() (6頁参照) が変わる業種の変更が行われる場合。

c) 既存生産施設用敷地計算係数() (20頁参照) が変わる業種の変更が行われる場合。

- ・ 敷地面積が増加又は減少するとき。
- ・ 建築面積を変更する場合で、同時に生産施設面積の変更、緑地等環境施設の面積及び配置の変更のいずれかの変更を伴うとき。
- ・ 生産施設の増設、スクラップ&ビルド等に伴う面積の変更を行うとき。(結果的に生産施設面積が減少又は変わらない場合であっても届出は必要。)スクラップ&ビルドとは、既存生産施設の一部又は全部を土台から撤去し、当該部分を新たに設置し直すことをいう。
- ・ 緑地、環境施設の面積が減少するとき。(一部撤去の場合も届出が必要。)

6 - 1 - 3 その他の場合

届出者の名称、住所に係る変更が行われた場合は、届出が必要です。(ただし、単に代表者が変わっただけのときは不要。)

届出済特定工場を譲り受け又は借り受けたとき及び届出者の地位に相続又は合併があったときは、届出が必要です。

特定工場を廃止するときは、廃止後すみやかに廃止届を提出して下さい。

6 - 2 届出が必要ない場合

以下の場合には届出が必要ありません。次回の届出のときあわせて届け出ていただきます。

- ・ 単なる空地や駐車場等の緑地等環境施設ではないところをつぶして、事務所等を建設するとき。
- ・ 生産施設の撤去のみを行うとき。
- ・ 生産施設の修繕を行う場合で、生産施設面積の変更がないとき。また、変更がある場合でも、修繕に係る部分の面積の合計が、30㎡未満のとき。
- ・ 既存の生産施設をその状態のままで、緑地等の減少を伴わず他の場所に移設するとき。
- ・ 緑地又は緑地以外の環境施設の増設のみを行うとき。
- ・ 特定工場に係る緑地又は緑地以外の環境施設の移設であって、当該移設によりそれぞれの面積の減少を伴わないもの(周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないものに限る。)

7 届出の時期

7 - 1 実施の制限

法第11条により、届出が受理された日から90日間は、原則として工事に着手してはならないことになっています。(「実施の制限」という。)

新設及び変更の場合、その開始の時点は以下のように考えます。

- ・ 新設の場合、敷地の造成工事を伴うものは、その造成工事の着手の時点とする。造成工事を伴わないときは、建築物や緑地等環境施設の設置工事のなかで最初の工事の着手の時点とする。
- ・ 変更の場合で、変更の工事を伴うものはその一連の工事の着手の時点とする。例えば、最初に緑地の撤去を行う場合は、その時点とする。
- ・ 変更の工事を伴わない場合で、売買により敷地面積の変更が行われる場合は、原則として移転

登記の日を変更の日とする。

- ・賃貸借契約により敷地面積の変更が行われる場合は、事実上の使用開始時を変更の日と考える。

7 - 2 実施の制限期間の短縮

事業者が実施の制限期間の短縮申請を行った場合は、期間を最大30日間まで短縮できますが、届出内容が法第9条の勧告の要件に該当しないことが必要です。（「実施の制限期間の短縮」という。）

8 届出書類

8-1 届出書類一覧表

番号	届出書類の名称	備考	法第6条 第1項 (新設)	第8条 第1項 (変更)	一部改正法附 則第3条第1項 (既存工場が最 初に行う変更)
1	様式1 特定工場新設(変更)届出書 (一般用)	代理人による届出の 場合は委任状を添付 のこと	(様式1又は2のいずれかを提出)		
2	様式1の2 特定工場新設(変更)届 出及び実施制限期間の短縮 申請書(一般用)				
3	様式2 特定工場新設(変更)の主旨 説明書				
4	別紙1 特定工場における生産施設の 面積				
5	別紙2 特定工場における緑地並びに 環境施設的面積及び配置				
6	別紙3 工業団地の面積並びに工業団 地共通施設的面積及び配置	工業団地に新設する 工場のみ提出			
7	別紙4 隣接緑地等の面積及び配置並 びに負担総額及び届出者が 負担する費用	工場集合地の特例の 適用を受けようとする 場合のみ提出			
8	様式3 事業概要説明書				
9	様式4 生産施設、緑地、緑地以外の 環境施設、その他の主要施設 の配置図				
10	別紙5 施設利用実績説明書	該当する場合のみ添付			
11	様式5 特定工場用地利用状況説明書				
12	様式6 特定工場の新設等のための工 事の日程				
13	兼業調書	兼業の工場のみ提出			
14	準則計算表	生産施設の新たな設 置がある場合に提出	-		
15	準則計算推移表	敷地、生産施設、緑地、 環境施設のいずれか の面積に増減がある 場合に提出	-		
16	様式8 特定工場新設(変更)届出調書				
17	様式12 氏名(名称・住所)変更届出書	該当する場合に提出	-	-	-

18	様式 13 特定工場承継届出書		-	-	-
19	様式 14 特定工場廃止届出書		-	-	-
20	委任状(例)	該当する場合に添付			
21	完了報告書	工事完了後に提出			
22	修正届	届出に修正があった 場合のみ提出			

(注) : 必要(又は備考欄に示す場合に該当する場合は必要)
: 変更があった場合のみ必要

8 - 2 届出のあて先及び部数

あて先は、全ての提出書類について「東京都知事」です。

提出部数は1部ですが、副本も1部作成してください。(提出の際、受付印を押してお返しします。)

8 - 3 届出書類の様式

番号	届出書類の名称	頁
1	様式 1 特定工場新設（変更）届出書（一般用）	38
2	様式 1 の 2 特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）	39
3	様式 2 特定工場新設（変更）の主旨説明書	40
4	別紙 1 特定工場における生産施設の面積	41
5	別紙 2 特定工場における緑地並びに環境施設の面積及び配置	42
6	別紙 3 工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置	43
7	別紙 4 隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	44
8	様式 3 事業概要説明書	45
9	様式 4 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図	46
10	別紙 5 施設利用実績説明書	47
11	様式 5 特定工場用地利用状況説明書	48
12	様式 6 特定工場の新設等のための工事の日程	49
13	兼業調書	50
14	準則計算表	51
15	準則計算推移表	52
16	様式 8 特定工場新設（変更）届出調書	53
17	様式 12 氏名（名称・住所）変更届出書	54
18	様式 13 特定工場承継届出書	55
19	様式 14 特定工場廃止届出書	56
20	委任状（例）	57
21	完了報告書	58
22	修正届	59

様式 1

特定工場新設（変更）届出書（一般用）

平成 年 月 日

東京都知事 殿

住 所
届出者 氏名又は名称
代表者氏名 印
(担当者)
電 話

工場立地法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出ます。

1 特定工場の設置の場所	〒		
2 特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）			
3 特定工場の敷地面積	変更前		変更後
4 特定工場の建築面積	変更前		変更後
5 特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり		
6 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり		
7 工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙3のとおり		
8 隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり		
9 特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日	造成工事等		
	施設の設置工事		
整理番号			
受理年月日			
審 査 結 果	備 考		

- 備考 1. 印の欄には、記載しないこと。
2. 6欄から8欄について、規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
3. 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属さない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとしぬ場合は8欄を、それぞれ除く。）に記載すること。
4. 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属さない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとしぬ場合は8欄を、それぞれ除く。）に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
5. 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
6. 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては「造成工事等」の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工場を行う場合にあっては「施設の設置工事」の欄に、それぞれ該当する日を記載すること。
7. 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等をやむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
8. 標題の該当する条項に下線を引くこと。（ワープロで作成する場合は該当しない条項を削除してもよい。）

様式1の2

特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）

平成 年 月 日

東京都知事 殿

住 所
届出者 氏名又は名称
代表者氏名 印
(担当者)
電 話

工場立地法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出るとともに、工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。

1	特定工場の設置の場所	〒		
2	特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）			
3	特定工場の敷地面積	変更前	変更後	
4	特定工場の建築面積	変更前	変更後	
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり		
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり		
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙3のとおり		
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり		
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日	造成工事等		
		施設の設置工事		
整理番号				
受理年月日				
審査結果		備	考	

- 備考 1. 印の欄には、記載しないこと。
2. 6欄から8欄について、規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
3. 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属さない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとする場合は8欄を、それぞれ除く。）に記載すること。
4. 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属さない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとする場合は8欄を、それぞれ除く。）に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
5. 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
6. 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては「造成工事等」の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工場を行う場合にあっては「施設の設置工事」の欄に、それぞれ実施制限期間の短縮後の工事開始予定日を記載すること。
7. 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等をやむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
8. 標題の該当する条項に下線を引くこと。（ワープロで作成する場合は該当しない条項を削除してもよい。）

様式2

特定工場新設（変更）の主旨説明書

1 会社概要

（フリガナ）

会社名

資本金（百万円）

住所

郵便番号

設備投資予定額（百万円）

（内用地費）（百万円）

2 新設（変更）の内容（各施設の単位を標準として該当するものに をつけてください。）

敷地	増			減
生産施設	新設	増設（築）	改築（全部・一部）	撤去（全部・一部）
緑地	新設	増設	配置替え	撤去（全部・一部）
緑地以外の環境施設	新設	増設	配置替え	撤去（全部・一部）

3 新設（変更）の主旨説明

- 備考
- 1 主旨説明については、届出理由及び敷地、生産施設、緑地、環境施設、製品名等の項目ごとに分けて届出内容を簡単に記載すること。
 - 2 標題のうち「新設（変更）」については届出に応じ、いずれか該当する文字を で囲むこと。（ワープロで作成する場合は該当しない項目を削除してもよい。）
 - 3 工場案内等の会社概況説明書があれば添付すること。

特定工場における生産施設の面積

生産施設の名称	施設番号	面積 (㎡)		増減面積 (㎡)
		変更前	変更後	
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
生産施設の面積の合計		0	0	0

備考 1 施設番号には、「セー1」から始まる一連番号を記載すること。ただし、法第8条第1項の規定による変更の届出の場合には、その変更に係る施設に対応する変更前の施設があるときは当該変更前の施設の届出済の番号を記載し、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは届出済の一連番号の次の番号を新たに設けてそれを記載すること。

2 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設的面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「なし」と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積のみを記載すること。

3 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄には「なし」と記載すること。

4 増減面積欄には、法第7条第1項、第8条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合のみ記載すること。この場合において、当該変更が面積の増加である場合は増加面積を表す正の数字を、面積の減少である場合は減少面積を表す負の数字を、面積の減少と増加を同時に行う場合は、減少面積を表す負の数字と増加面積を表す正の数字の両方を記載すること。

5 生産施設の面積の合計の欄は、変更の届出の場合にあっては、変更前と変更後に区分し、それぞれの欄に当該特定工場における全生産施設の面積の合計を記載すること。

別紙 2

特定工場における緑地並びに環境施設の面積及び配置

1 緑地並びに環境施設の面積

緑地の名称	施設番号	面積 (㎡)		増減面積
		変更前	変更後	
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
緑地面積の合計		0	0	0
(うち建築物屋上等緑化施設等の面積の合計)				0
緑地以外の環境施設の名称	施設番号	面積 (㎡)		増減面積
		変更前	変更後	
				0
				0
				0
				0
				0
				0
緑地以外の環境施設の面積の合計		0	0	0
環境施設の面積の合計		0	0	0

2 環境施設の配置

敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号	
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	㎡
配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況等との関係	

- 備考 1 緑地の名称の欄には、区画毎に緑地の種類及びその設置の場所を記載すること。
 2 施設番号欄には、緑地は「リ - 1」、緑地以外の環境施設は「カ - 1」から始まる一連番号を記載すること。
 3 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設の面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「なし」と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積のみを記載すること。
 4 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄には「なし」と記載すること。
 5 緑地面積の合計、緑地以外の環境施設の面積の合計及び環境施設の面積の合計の欄は、変更の届出の場合にあっては、変更前と変更後に区分し、それぞれの欄に当該特定工場における全緑地面積、緑地以外の環境施設の面積の合計を記載すること。
 6 緑地面積の合計欄の下欄には、緑地以外の環境施設以外の施設と重複する緑地及び建築物屋上等緑化施設等の面積の合計を記載すること。なお、緑地以外の環境施設以外の施設と重複する緑地及び建築物屋上等緑化施設は、緑地面積の25%まで算入できます。

工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置

工業団地の名称				
工業団地の所在地				
工業団地の面積				m ²
工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計				m ²
工業団地共通施設の面積の合計				m ²
うち緑地(様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。)	面積	m ²		
うち様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地	面積	m ²		
うち緑地以外の環境施設	面積	m ²	種類	
その他の共通施設	面積	m ²	種類	
その他の施設	面積	m ²	種類	
工業団地等の配置に関する概略図その他の説明				

備考 1 その他の施設の面積の欄は、工業団地の面積から工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計及び工業団地共通施設の面積の合計を減じた面積を記載すること。

隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用

隣接緑地等の名称				
隣接緑地等の所在地				
隣接緑地等の面積の合計				m ²
うち緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）	面積			m ²
うち様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地	面積			m ²
うち緑地以外の環境施設	面積	m ²	種類	
事業者の負担する総額	設置費用	円		
	維持管理費用	円		
うち届出者の負担費用	設置場所	円		
	維持管理費用	円		
隣接緑地等の配置に関する概略図その他の説明				

備考 1 「事業者の負担する総額」の欄には、隣接緑地等の整備につき当該工業集合地に工場又は事業場を設置する事業者が負担する費用の総額について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。

2 「うち届出者の負担費用」の欄には、隣接緑地等の整備につき届出者が負担する費用について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。

事業概要説明書

1	生産開始の日(. .)						平成	年	
2	主要製品別生産能力及び生産数量								
	製 品 名	生 産 能 力			生 産 数 量				
3	水源別工業用水使用量						計 (単位: トン/日)		
	上 水 道	工 業 用 水 道	河 川 表 流 水	井 戸 水	そ の 他	回 収 水	海 水		
4	電 力 の 使 用 量						計 (単位: KWH/日)		
	買 電 に よ る 電 力 使 用 量				自 家 発 電 に よ る 電 力 使 用 量				
5	従 業 員 数						(単位: 人)		
	職 員	男		工 員	男		計	男	
		女			女			女	

- 備考 1 生産能力(フル稼働時)及び生産数量(最近の実績)は、各々の業種に応じ、通常用いる単位で記載して下さい。
(例 トン/日、 m³/月等)
- 2 生産開始の日の欄には、届出に係る生産施設の稼働開始の日を記載して下さい。なお、変更届出の場合には、当該工場の操業開始の日を()書きで併記して下さい。
- 3 従業員数は、別会社の従業員、パート等でも工場内で日常的に働いている人は含めて下さい。

様式4

生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図

平面図を使用し、別添にしてもよい。



縮尺 1/



備考 1 配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築単位で、ないものは個々に記入して下さい。

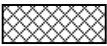

2 その他の主要施設には貯水池、井戸等の工業用水施設、電力施設、公害防止施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場等を含みます。配置図にはそれらの位置、形状を明示するとともに、それらの名称を付記して下さい。

3 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設は、右表に指定する淡い色彩でそれらの位置、形状を着色して明示するとともに、規則による届出書の別紙1及び2に記載した施設番号を付記して下さい。(色エンピツで着色のこと。蛍光ペンは不可。)

施設 の 名称	指 定 色
生産施設	青
緑地	緑
緑地以外の環境施設	黄

4 変更の届出の場合は、下記により変更前と変更後の状態が比較対照できるように明示して下さい。

新設(設置)の施設  (それぞれの指定色で斜線を引く) 変更のない施設  (それぞれの指定色でぬる)

撤去の施設  (それぞれ指定色でクロス斜線を引く) 移設の施設  (それぞれ指定色で斜線を引く)

なお、複雑な変更の場合は、当該部分の現状(撤去分等)図面を別に作成し、当該上面に貼って下さい。

また、建築物屋上等緑化施設等は、図面(壁面緑地は立面図)を作成し、添付して下さい。

5 図面には縮尺並びに方位を示す記号を記入して下さい。図面の縮尺は、原則として敷地面積が100ha未満の工場にあっては五百分の一ないし千分の一、100ha以上500ha未満の工場にあっては千分の一ないし二千分の一、500ha以上の工場にあっては二千分の一ないし三千分の一として下さい。

6 環境施設のうち屋内運動施設又は教養文化施設がある場合は、別紙「施設利用実態説明書」に記載するとともに、当該施設の利用規定及びその周知方法を記載した書類を添付して下さい。

7 環境施設のうち規則第4条第7号等により工場周辺の地域の生活環境の改善に特に寄与すると認められることをもって環境施設と認められる場合は、当該施設に係る資料を添付して下さい。


施設利用実績説明書

1 施設の設置日	平成 年 月 日				
2 一般利用を開始した日	平成 年 月 日				
3 過去5年間の利用人数 (従業員を除く)	(単位:人)				
	平成 年	平成 年	平成 年	平成 年	平成 年
	人	人	人	人	人
4 過去5年間の施設利用 料の徴収実績 (従業員を除く)	(単位:円)				
	平成 年	平成 年	平成 年	平成 年	平成 年
	円	円	円	円	円

備考 1 利用者名簿、利用申込書等、各年の1月1日現在において一般の利用に供している実績を証明できる書類がある場合は、その写しを添付して下

さい。

特定工場用地利用状況説明書

特定工場敷地面積	m ²	うち自己所有地	m ²
<p>特定工場用地利用状況説明図</p> <div style="text-align: center; margin-top: 100px;">  </div> <p style="text-align: right; margin-top: 100px;">縮 尺 1 /</p>			<p>特定工場の用に供する土地の説明</p>

- 備考 1 自己所有地には、現在所有している土地及び将来自己の所有となることが確実である土地を含みます。
- 2 特定工場の用に供する土地の説明の欄には、当該土地が埋立地、埋立予定地、空地、農用地、工業団地等の別を記入して下さい。(用途地域も付記して下さい。)
- 3 特定工場用地利用状況説明図には、当該特定工場の周辺2 km程度の範囲内で海面、河川、湖沼、埋立地、山林、農用地、学校・病院・公園等の用地、住宅地、工場用地等の土地の利用状況を(色分け等により)明示して下さい。

特定工場の新設等のための工事の日程

工事の種類 平成 年 月	工事の日程等									
	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
造成（埋立）工事 敷地の増減の移転登記日等										
生産施設の設置工事										
施設の名称	施設番号									
緑地・環境施設の設置工事										
施設の名称	施設番号									
その他の主要施設の 設置工事										

- 備考 1 工事の日程の欄には、工事の種類ごとに工事の期間を 印で記載するとともに、当該工事の開始と終了の日を付記して下さい。
 なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始の日も工事の日程にあわせて明記して下さい。また、生産施設の設置工事
 緑地・環境施設の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載して下さい。
- 2 施設の名称、施設番号の欄には規則による届出書の別紙 1 及び 2 に記載した生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の名称、番号を
 記載して下さい。
- 3 事務所、倉庫等その他の主要施設の設置工事の日程の欄には、当該工事の開始が生産施設の設置工事、緑地・環境施設の設置工事
 のいずれよりも早い場合のみ、当該施設の種類を工事の種類欄に明記して下さい。
- 4 変更の届出の場合には、変更に係る施設について記載して下さい。

兼 業 調 査 書

Pi	生産施設の名称	施設番号	生産施設面積 (㎡)			業 種 (分類番号)			備 考
			変 更 前	変 更 後	増減面積				
P1					0				
					0				
		計	0	0	0				
P2					0				
					0				
		計	0	0	0				
P3					0				
					0				
		計	0	0	0				
P4					0				
					0				
		計	0	0	0				

- 備考 1 兼業の特定工場のみ添付して下さい。
 2 兼業の数に合わせて、行の増減を適宜行なって下さい。
 3 備考欄には、共通の生産設備の面積の算定方法等について記載して下さい。 (例) 発電施設は使用電力量によって按分した。

準 則 計 算 表

中分類業種名 _____

細分類番号 _____

: _____ :

$$(1) \text{生産施設(単一業種)} P \left(S - \frac{P_0}{S} \right) - P_1 \quad (2 \text{以上の業種}) \frac{\sum_{i=1}^n P_i}{S} - \frac{\sum_{i=1}^m P_{0i}}{S}$$

$$(2) \text{緑地(単一業種)} G \frac{P}{S} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right) \quad (2 \text{以上の業種}) G \frac{\sum_{j=1}^n P_j}{S} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$$

$$(3) \text{環境施設(単一業種)} E \frac{P}{S} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right) \quad (2 \text{以上の業種}) E \frac{\sum_{j=1}^n P_j}{S} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right)$$

- 備考 1 業種については日本標準産業分類の中分類業種名と細分類番号（4ケタ）を記載のこと。
 2 2以上の業種に属する特定工場等の場合には各業種毎の生産施設面積を、 の値別に整理したもの（兼業調書）を記載すること。
 3 計算は小数点第6位を四捨五入すること。
 4 準則計算推移表を添付すること。

準 則 計 算 推 移 表

会社工場名				
住所・電話番号		〒 TEL()--		
担当者	代表業種名	団地特例	有 無	
細分類番号		集合地特例	有 無	
P0i				
i				
i				
昭和49年6月28日現在の状況	増設可能敷地面積 m ²	[計算式]	G0	E0

整理番号	業 種	生産施設面積		当該G設置	変更後G1	当該E設置	変更後E1	備 考
受理年月日		当該変更面積	変更後面積	(G0)	(次回G0)	(E0)	(次回E0)	
敷地面積								
				()	()	()	()	
				()	()	()	()	
				()	()	()	()	
				()	()	()	()	
				()	()	()	()	
				()	()	()	()	

整理番号	業 種	生産施設面積		当該G設置	変更後G1	当該E設置	変更後E1	備 考
受理年月日		当該変更面積	変更後面積	(G0)	(次回G0)	(E0)	(次回E0)	
敷地面積								
				()	()	()	()	
				()	()	()	()	
				()	()	()	()	
				()	()	()	()	
				()	()	()	()	

備考 1 G0・・・昭和49年6月28日現在の緑地面積
E0・・・昭和49年6月28日現在の環境施設面積（緑地面積を含む）
2 当該G(E)設置・・・当該変更に伴い設置される緑地（環境施設）の面積）
3 (G0) { E0 }・・・当該生産施設の面積の変更に伴い設置される緑地面積（環境施設）のうち、当該生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地（環境施設）の面積を超える面積
4 G1 (E1)・・・当該変更後に設置されている緑地（環境施設）の面積の合計

5 次回G0 (次回E0)・・・当該変更後に設置されている緑地（環境施設）{ 当該届出前に届けられた緑地（環境施設）の面積の変更に係るものを含む } の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更を含む生産施設の面積の変更に伴い、最低限設置することが必要な緑地（環境施設）の面積の合計を超える面積
6 備考...期間短縮等について記入
7 面積の減少の場合「-」と入力すれば自動的に「」に変換します。

様式 8

特定工場新設（変更）届出調書

整理番号 東第 号		受理年月日 平成 年 月 日		担当者名		緑地の内容	緑地の種類	面積	樹木が生育する区画された土地	m ²	
(届出者)							樹木		樹木が生育する区画されていない土地	m ²	
名称								単独の樹木			m ²
所在地									芝生その他の地被植物	m ²	建築物屋上等緑化施設等
電話番号	TEL					緑地以外の環境施設の種類の種類					
(届出工場)						日程	埋立開始	・	生産施設	緑地・環境施設	
名称							用地取得	・	建設着手	・	造園等着手
設置場所							造成開始	・	操業開始	・	完成
業種	(細分類番号)										
主要製品	名称	生産能力	生産数量	種類		性別	男	女	計		
				職員(管理者、事務従事者)			人	人	人		
				工員(生産従事者)			人	人	人		
面積	敷地	+	m ²	団地名		川	使用総量 (t/日)		上水道 (t/日)		
		+	m ²	団地総面積			取水源に対する影響:	工業用水道 (t/日)			
	+	m ²	緑地	ha	%		水	河川表流水 (t/日)			
	+	m ²	緑地以外の環境施設	ha	%			井戸水 (t/日)			
	+	m ²	その他の環境施設	ha	%			その他 (その他の内訳)	(t/日)		
	+	m ²	その他の共通施設	ha	%			電力	買電による電力使用量	KWH/月	
+	m ²	工場等の敷地面積	ha	%	自家発電による電力使用量	KWH/月					
+	m ²	隣接緑地等の名称			工場周辺の状況	公害防止対策の概要と所見	変更点(該当箇所に)	審査結果			
地域準則の適用	用途地域 (地域準則の適用)	(適用・不適用)	区域	隣接緑地等総面積				・氏名	・準則適合・不適合 ・制限期間短縮 日		
	緑地面積率	%	工業団地	うち緑地面積	m ²			・住所			
	環境施設面積率	%	工業集落地	うち緑地以外の環境施設面積	m ²			・業種			
	備考			事業者の負担する総費用	設置	円				・敷地面積	
				届出者の負担する費用	設置	円				・建築面積	
					維持管理	円				・生産施設面積	
				維持管理	円			・緑地面積・配置			
								・緑地以外・配置			
								・その他()			

- (注) 1 地域準則の適用の用途地域の欄には、届出工場の設置場所の用途地域を記載(工業専用、工業、準工業の工業系地域については、平成17年4月より地域準則が適用されます。)。
 2 生産能力及び生産数量は、各々の業績に応じ通常用いる単位で記載(例 ト/日、m³/月等)。
 3 公害防止対策の概要と所見欄には、指定地区に限定せず一般的に当該届出に係る公害防止策を記載。
 4 変更に係る届出については、当該変更部分のみ記載。
 5 二重線で囲んだ欄は、記入しないこと。

氏名（名称、住所）変更届出書

平成 年 月 日

東京都知事 殿

届出者氏名
又は名称
住 所
代表者氏名

印

（担当者） 電話（ ）

氏名（名称、住所）に変更があったので、工場立地法第12条第1項の規定により、次のとおり届けます。

変 更 の 内 容	変 更 前		
	変 更 後		
変 更 年 月 日	平成 年 月 日	変 更 の 理 由	
整 理 番 号		受 理 年 月 日	
備 考			

- 備考 1 印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 3 提出部数は2部です。
 4 添付資料：登記簿謄本の写し1通

特 定 工 場 承 継 届 出 書

平成 年 月 日

東 京 都 知 事 殿

届出者氏名
又は名称
住 所
代表者氏名

印

(担当者) 電話 ()

特定工場に係る届出をした者の地位を承継したので、工場立地法第13条第3項の規定により、次のとおり届けます。

被承継者	氏名又は名称			
	住 所			
特定工場の設置の場所		承継の年月日	平成 年 月 日	
		承継の原因		
整 理 番 号		受理年月日		
備 考				

- 備考 1 印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 3 提出部数は2部です。
 4 添付資料：新会社の登記簿謄本、譲渡（賃貸）契約書、工場認可書の写し各1通

特 定 工 場 廃 止 届 出 書

平成 年 月 日

東 京 都 知 事 殿

届出者 名称
住所
代表者氏名 印

(担当者) (電話) ()

1	廃止工場名及び住所				
2	廃止工場の主要製品名				
3	廃止年月日	平成 年 月 日			
4	廃止工場の敷地面積	m ²	5	廃止工場の建築面積	m ²
6	廃止理由				
7	跡地の利用予定	[売却する(全部・一部) ・自社利用する・自社で他事業(賃貸オフィス等)を行う・地主に返還する・未定] 具体的に：			
工場を移転する場合					
8	移転先住所				
9	新工場の敷地面積	m ²	10	新工場の建築面積	m ²
11	操業開始年月日	平成 年 月 日			
廃止(移転)後の連絡先		〒	電話	担当者	
備	考				

- 1 日本工業規格A4とすること。
- 2 提出部数は2部です。
- 3 添付資料：東京都環境確保条例に基づく廃止届(区・市等へ提出したもの)の写し1通

委 任 状

私は、株式会社 工場の工場長 を代理人と定め、下記の
事項を委任します。

記

株式会社 工場の工場立地法に基づく届出に関する一切の権限

平成 年 月 日

区 1 - 1 - 1
株式会社

代表取締役社長 印

(様式9関係)

完了報告書

平成 年 月 日

東京都知事 殿

届出者名
又は名称
住所
代表者氏名

印

(担当者)

連絡先 () -

工場立地法第 条第 項の規定により、平成 年 月 日(東第 号)により受理された届出の工事が終了しましたので報告します。

記

届出の内容

敷地面積 (増 ・ 減)

建築面積 (増 ・ 減)

生産施設 (新設 ・ 増設(築) ・ 改築(全部・一部) ・ 撤去(全部・一部))

緑地 (新設 ・ 増設 ・ 配置替え ・ 撤去(全部・一部))

緑地以外の環境施設 (新設 ・ 増設 ・ 配置替え ・ 撤去(全部・一部))

その他

添付資料

写真(施工前、施工後)及び平面図(撮影ポイントを明示)

平成 年 月 日

東京都知事 殿

届出者 住所
名称
代表者の氏名
代理人 住所
名称
代表者の氏名
担当者 氏名 電話

特定工場新設（変更）届出の修正について

平成 年 月 日付 産労商地第 号をもって届け出た上記の届出に関し、下記の理由により別紙のとおり修正したいので、よろしくお取り計らいください。

記

1 修正の理由

2 修正する箇所

8 - 4 届出書類の記載例

番号	届出書類の名称	頁
1	様式 1 特定工場新設(変更)届出書 (様式 1 - 2 特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書の場合も参照)	61
2	様式 2 特定工場新設(変更)の主旨説明書	63
3	別紙 1 特定工場における生産施設の面積	65
4	別紙 2 特定工場における緑地並びに環境施設の面積及び配置	66
5	様式 3 事業概要説明書	68
6	様式 4 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図	69
7	様式 5 特定工場用地利用状況説明書	70
8	様式 6 特定工場の新設等のための工事の日程	71
9	兼業調書	73
10	準則計算表(単一業種の場合)	74
11	準則計算推移表(単一業種の場合)	75
12	準則計算表(兼業の場合)	77
13	準則計算推移表(兼業の場合)	78

様式 1

(様式 1 の 2 についても同様)

該当する方を で囲むこと

特定工場新設 (変更) 届出書(一般用)

平成 年 月 日

東京都知事 殿

住所 東京都 市 1-1-1

参照 → 届出者 氏名又は名称 ○○○食品株式会社
 代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○ 印
 (担当者) 課
 電 話 実務担当者を記入

備考 8 参照

工場立地法第 6 条第 1 項(第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和 48 年法律第 108 号。以下「一部改正法」という。)附則第 3 条第 1 項)の規定により、特定工場の新設(変更)について、次のとおり届け出ます。

1	特定工場の設置の場所	〒○○○-○○○○ 東京都 市 2-2-2			
2	特定工場における製品(加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類)	食パン 菓子パン (0971) パン製造業			
3	特定工場の敷地面積	変更前	52,564 m ²	変更後	55,568 m ²
4	特定工場の建築面積	変更前	6,892 m ²	変更後	7,352 m ²
5	特定工場における生産施設の面積	別紙 1 のとおり			
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙 2 のとおり			
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙 3 のとおり			
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙 4 のとおり			
9	特定工場の新設(変更)のための工事の開始の予定日 備考 5、参照	造成工事等			
		施設の設置工事	平成 24 年 4 月 1 日		
	整理番号				
	受理年月日				
	審査結果	備	考		

備考 1 . 印の欄には、記載しないこと。

- . 6 欄から 8 欄について、規則第 4 条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第 3 条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
- . 法第 6 条第 1 項の規定による新設の届出の場合は、1 欄から 9 欄までのすべての欄(特定工場の設置の場所が工業団地に属さない場合は 7 欄を、工業集落地特例の適用を受けようとする場合は 8 欄を、それぞれ除く。)に記載すること。
- . 法第 7 条第 1 項又は一部改正法附則第 3 条第 1 項の規定による変更の届出の場合は、1 欄から 9 欄までのすべての欄(特定工場の設置の場所が工業団地に属さない場合は 7 欄を、工業集落地特例の適用を受けようとする場合は 8 欄を、それぞれ除く。)に記載するとともに、2 欄から 6 欄まで及び 8 欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- . 法第 8 条第 1 項の規定による変更の届出の場合は、1 欄及び 9 欄に記載するとともに、2 欄から 6 欄まで及び 8 欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- . 9 欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては「造成工事等」の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工場を行う場合にあっては「施設の設置工事」の欄に、それぞれ該当する日を記載すること。
- . 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等をやむを得ないものを除き、日本工業規格 A4 とすること。
- . 標題の該当する条項に下線を引くこと。(ワープロで作成する場合は該当しない条項を削除してもよい。)

代理人が届け出る場合は下記のとおり2段書きすること。また、代表者の委任状を添付すること。
(57参照)

代表者及び代理人の両者に変更がない場合は、次回の届出からは委任状の写しを添付すればよい。

〇〇〇工業株式会社			
東京都千代田区丸の内 3-8-1			
代表取締役			
社		長	
代理人	工業株式会社	東京工場	
東京都	区	4-5-6	
東京工場長			印

敷地面積、建築面積は、小数点以下を切り捨てること。別紙 1、2 等の生産施設面積、緑地及び環境施設面積についても同様にする。

9 欄では、敷地の増減のみの変更は、「造成工事等」の欄に記入する。

短縮申請の場合は、様式 1 - 2 (39頁参照)により届け出ること。

様式 2

特定工場新設（変更）の主旨説明書

1 会社概要

（フリガナ） マルマルシヨクヒン
 会社名 食品株式会社 資本金（百万円）5,030
 住所 東京都 市 1-1-1
 郵便番号 -
 設備投資予定額（百万円） 870
 （内用地費）（百万円） 0

（参照）

2 新設（変更）の内容（各施設の単位を標準として該当するものに をつけてください。）

敷地	増		減	
	新設	増設（築）	改築（全部・一部）	撤去（全部・一部）
生産施設	新設	増設（築）	改築（全部・一部）	撤去（全部・一部）
緑地	新設	増設	配置替え	撤去（全部・一部）
緑地以外の環境施設	新設	増設	配置替え	撤去（全部・一部）

3 新設（変更）の主旨説明

届出理由 弊社は以前より手狭であったが、隣地の空地进行を借地できることになったため、ここに第二菓子パン工場を建設する。また既存敷地内においてもボイラー室を建て替えし、同時に緑地の整備も行き環境の向上を目指す。

変更事項

1) 敷地

・借地により敷地増（シー1）3,004 m²

2) 生産敷地

・ボイラー室のスクラップアンドビルド（セ-4）撤去 80 m² 新設 95 m²
 ・第2菓子パン工場（セ-5）新設 1,050 m²

3) 緑地

・ボイラー室南（リ-3）一部撤去 40 m²
 ・ボイラー室北（リ-4）増設 25 m²
 ・第2菓子パン工場（リ-5）新設 100 m²
 ・敷地南側（リ-6）増設 200 m²
 ・第2菓子パン工場南側壁（リ-7）新設 100 m²

4) 緑地以外の環境施設

・テニスコート（カ-2）増設 300 m²

- 備考 1 主旨説明については、届出理由及び敷地、生産施設、緑地、環境施設、製品名等の項目ごとに分けて届出内容を簡単に記載すること。
 2 標題のうち「新設（変更）」については届出に応じ、いずれか該当する文字を で囲むこと。（ワープロで作成する場合は該当しない項目を削除してもよい。）
 3 工場案内等の会社概況説明書があれば添付すること。

「2. 新設(変更)の内容」の 印のつけ方について

〔敷 地〕

増減がともにある場合は、両方に をつける。(シ - 1 等の番号)

〔生産施設〕

全体的にとらえるのではなく、施設番号がつけられた生産施設個々についてとらえる。従って複数の項目に がつくことがある。

「新設」 「セ - 1」等の番号を新しくつけて、生産施設を設置すること。

「増設(築)」 現在ある生産施設に増設(築)を行うこと。(番号はそのままで面積が増加のみする場合)

「改築(全部)」 工場建屋等の全面的スクラップ&ビルド(番号はそのまま)

「改築(一部)」 工場建屋等の一部のスクラップ&ビルド(番号はそのまま)

「撤去(全部)」 工場建屋等の全面的撤去(番号がなくなる。)

「撤去(一部)」 工場建屋等の一部撤去(番号はそのままで面積が減少する場合)

〔緑地、緑地以外の環境施設〕

考え方は生産施設と同じ。番号がつけられた緑地(緑地以外の環境施設)個々についてとらえる。

「新設」 「リ - 1」、「カ - 1」等の番号を新しく付番し、緑地(緑地以外の環境施設)を設置すること。

「増設」 現在ある緑地(緑地以外の環境施設)に増設を行うこと。(番号はそのまま)

「配置替え」 現在ある緑地(緑地以外の環境施設)の区画をそのまま別の場所に移設する。(番号はそのままで面積も変わらない。)

「撤去(全部)」 現在ある緑地(緑地以外の環境施設)の区画を全部撤去すること。(番号がなくなる。)

「撤去(一部)」 現在ある緑地(緑地以外の環境施設)の区画を一部撤去すること。(番号はそのままで面積が減少する場合)

特定工場における生産施設の面積

生産施設の名称	施設番号	面積 (m ²)		増減面積 (m ²)
		変更前	変更後	
第一工場	セ - 1	2,980	2,980	
イースト菌工場	セ - 2	253	253	
第一菓子パン工場	セ - 3	945	945	
ボイラー室	セ - 4	80	95	80 + 95
第二菓子パン工場	セ - 5	なし	1,050	+ 1,050
生産施設の面積の合計		4,258	5,323	80 + 1,145

備考 4 参照
差引計算はしないこと

備考 5 参照

- 備考 1 施設番号には、「セ - 1」から始まる一連番号を記載すること。ただし、法第 8 条第 1 項の規定による変更の届出の場合には、その変更に係る施設に対応する変更前の施設があるときは当該変更前の施設の届出済の番号を記載し、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは届出済の一連番号の次の番号を新たに設けてそれを記載すること。
- 2 法第 7 条第 1 項又は一部改正法附則第 3 条第 1 項の規定による変更の届出の場合、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設的面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「なし」と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積のみを記載すること。
- 3 法第 8 条第 1 項の規定による変更の届出の場合、面積欄を変更前と変更後に区分し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄には「なし」と記載すること。
- 4 増減面積欄には、法第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項又は一部改正法附則第 3 条第 1 項の規定による変更の届出の場合のみ記載すること。この場合において、当該変更が面積の増加である場合は増加面積を表す正の数字を、面積の減少である場合は減少面積を表す負の数字を、面積の減少と増加を同時に行う場合は、減少面積を表す負の数字と増加面積を表す正の数字の両方を記載すること。
- 5 生産施設的面積の合計の欄は、変更の届出の場合にあつては、変更前と変更後に区分し、それぞれの欄に当該特定工場における全生産施設的面積の合計を記載すること。

特定工場における緑地並びに環境施設の面積及び配置

1 緑地並びに環境施設の面積

備考 1 参照

備考 2 参照

増減の差引計算
はしないこと

緑 地 の 名 称		施 設 番 号	面 積 (m ²)		増減面積
			変更前	変更後	
低木地	正門東側	リ - 1	180	180	
樹林地	敷地北側周辺部 (運動場)	リ - 2 参照	800 (200)	800 (200)	
芝生・低木混合	ボイラー室南	リ - 3	80	40	40
低木地	ボイラー室北	リ - 4	35	60	+ 25
芝生	第二菓子パン工場まわり	リ - 5	なし	100	+ 100
高木地	敷地南側	リ - 6	100	300	+ 200
壁面緑地	第二菓子パン工場南側壁	リ - 7	なし	100	100
▶ 緑 地 面 積 の 合 計			1,195	1,580	40 + 425
(うち建築物屋上等緑化施設等の面積の合計)			(0)	(100)	(100)
緑地以外の環境施設の名称		施 設 番 号	面 積 (m ²)		増減面積
			変更前	変更後	
池		カ - 1	180	180	
テニスコート		カ - 2	700	1,000	+ 300
武道室	参照	(カ - 3)	(300)	(300)	
▶ 緑地以外の環境施設の面積の合計			1,180	1,480	0 + 300
▶ 環 境 施 設 の 面 積 の 合 計			2,375	3,060	40 + 725

備考 5 参照

算入できる面積
の上限に注意すること

2 環境施設の配置

「敷地周辺部」については10頁 参照

敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号	リ - 1、リ - 2の一部、リ - 6、カ - 1、カ - 2
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	参照 1,760m ²
配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況等との関係	正門前は都道1027号であるが、三方は住宅に囲まれているため、環境施設は極力敷地周辺部に配置するようにしている。

- 備考 1 緑地の名称の欄には、区画毎に緑地の種類及びその設置の場所を記載すること。
 2 施設番号欄には、緑地は「リ - 1」、緑地以外の環境施設は「カ - 1」から始まる一連番号を記載すること。
 3 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設的面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「なし」と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積のみを記載すること。
 4 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄には「なし」と記載すること。
 5 緑地面積の合計、緑地以外の環境施設的面積の合計及び環境施設的面積の合計の欄は、変更の届出の場合にあっては、変更前と変更後に区分し、それぞれの欄に当該特定工場における全緑地面積、緑地以外の環境施設的面積の合計を記載すること。
 6 緑地面積の合計欄の下の欄には、緑地以外の環境施設以外の施設と重複する緑地及び建築物屋上等緑化施設的面積の合計を記載すること。なお、緑地以外の環境施設以外の施設と重複する緑地及び建築物屋上等緑化施設は、緑地面積の25%まで算入できます。

緑地以外の環境施設が、その面積の2倍程度以上の樹木の生成する緑地で囲まれている場合、緑地以外の環境施設の面積も含めて工場立地法施行規則第3条第1号(東京都工業立地法地域準則条例第2条第2号(1))の基準に適合する場合は、緑地以外の環境施設の面積も緑地の面積として測定するが、この場合は当該施設の種類及び面積(内数)を()書きで付記すること。

環境施設に専ら従業員の用に供する体育館、クラブハウス等が囲まれているか又は接している場合で、環境施設の面積が体育館、クラブハウス等の5倍程度以上である場合は、体育館等の名称及び面積(外数)を最後に()書きで記載すること。(地域住民開放型の屋内運動施設、教養文化施設の場合も同様)

敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号の欄では、施設の一部が当該する場合は、「カ-2の一部」のように記載すること。

事業概要説明書

備考2参照

1	生産開始の日 (35. 1.20) ←					平成 22 年 10 月 10 日			
2	主要製品別生産能力及び生産数量 ← 備考1参照								
	製 品 名		生 産 能 力			生 産 数 量			
	熱分析装置		15,000台 / 月			10,000台 / 月			
	ガス分析器		10,000台 / 月			7,000台 / 月			
3	水源別工業用水使用量					計 600 (単位: トン / 日)			
	上 水 道	工業用水道	河川表流水	井 戸 水	そ の 他	回 収 水	海 水		
	300			300					
4	電 力 の 使 用 量					計 20,000 (単位: KWH / 日)			
	買 電 に よ る 電 力 使 用 量				自 家 発 電 に よ る 電 力 使 用 量				
	20,000								
5	従 業 員 数 ← 備考3参照					315 (単位: 人)			
	職 員	男	30	工 員	男	150	計	男	180
		女	15		女	120		女	135

- 備考 1 生産能力(フル稼働時)及び生産数量(最近の実績)は、各々の業種に応じ、通常用いる単位で記載して下さい。
(例 トン/日、 m2/月等)
- 2 生産開始の日の欄には、届出に係る生産施設の稼働開始の日を記載して下さい。なお、変更届出の場合には、当該工場の操業開始の日を()書きで併記して下さい。
- 3 従業員数は、別会社の従業員、パート等でも工場内で日常的に働いている人は含めて下さい。





様式 4

生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図


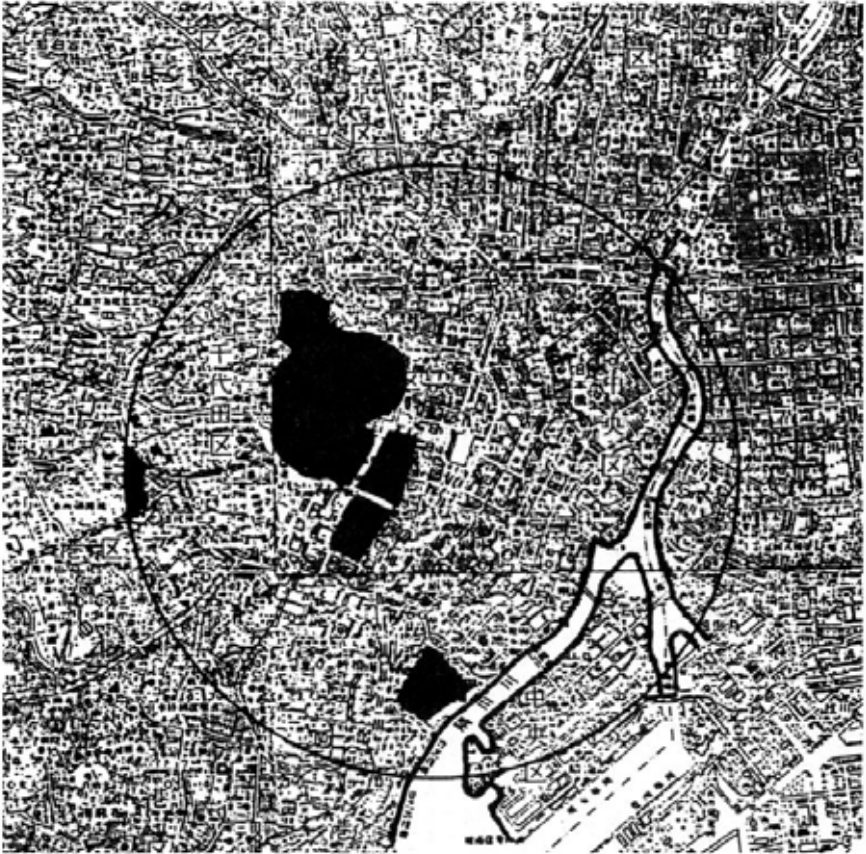
平面図を使用し、別添にしてもよい。



縮 尺 1/

- 備考 1 配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築単位で、ないものは個々に記入して下さい。
- 2 その他の主要施設には貯水池、井戸等の工業用水施設、電力施設、公害防止施設、倉庫、タンク等貯蔵施設、駐車場等を含みます。配置図にはそれらの位置、形状を明示するとともに、それらの名称を付記して下さい。
- 3 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設は、右表に指定する淡い色彩でそれらの位置、形状を着色して明示するとともに、規則による届出書の別紙 1 及び 2 に記載した施設番号を付記して下さい。(色エンピツで着色のこと。蛍光ペンは不可。)
- 4 変更の届出の場合は、下記により変更前と変更後の状態が比較対照できるように明示して下さい。
- | 施設の名称 | 指定色 |
|-----------|-----|
| 生産施設 | 青 |
| 緑地 | 緑 |
| 緑地以外の環境施設 | 黄 |
- 新設(設置)の施設  (それぞれの指定色で斜線を引く) 変更のない施設  (それぞれの指定色でぬる)
- 撤去の施設  (それぞれ指定色でクロス斜線を引く) 移設の施設  (それぞれ指定色で斜線を引く)
- なお、複雑な変更の場合は、当該部分の現状(撤去分等)図面を別に作成し、当該上面に貼って下さい。
- また、建築物屋上等緑化施設等は、図面(壁面緑地は立面図)を作成し、添付して下さい。
- 5 図面には縮尺並びに方位を示す記号を記入して下さい。図面の縮尺は、原則として敷地面積が100ha未満の工場にあっては五百分の一ないし千分の一、100ha以上500ha未満の工場にあっては千分の一ないし二千分の一、500ha以上の工場にあっては二千分の一ないし三千分の一のとして下さい。
- 6 環境施設のうち屋内運動施設又は教養文化施設がある場合は、別紙5「施設利用実績説明書」に記載するとともに、当該施設の利用規定及びその周知方法を記載した書類を添付して下さい。
- 7 環境施設のうち規則第4条第7号等により工場周辺の地域の生活環境の改善に特に寄与すると認められることをもって環境施設と認められる場合は、当該施設に係る資料を添付して下さい。

特定工場用地利用状況説明書

特定工場敷地面積	55,568 m ²	うち自己所有地	52,564 m ²
特定工場用地利用状況説明図			特定工場の用に供する土地の説明
		宅 地 (準工業地域)	
縮 尺 1/			

- 備考 1 自己所有地には、現在所有している土地及び将来自己の所有となることが確実である土地を含みます。
- 2 特定工場の用に供する土地の説明の欄には、当該土地が埋立地、埋立予定地、空地、農用地、工業団地等の別を記入して下さい。(用途地域も付記して下さい。)
- 3 特定工場用地利用状況説明図には、当該特定工場の周辺 2 km 程度の範囲内で海面、河川、湖沼、埋立地、山林、農用地、学校・病院・公園等の用地、住宅地、工場用地等の土地の利用状況を(色分け等により)明示して下さい。

特定工場の新設等のための工事の日程

工事の種類 平成 年月	工事の日程等									
	23年 1月	年 2月	年 3月	年 4月	年 5月	年 6月	年 7月	24年 1月	年 2月	年 3月
造成（埋立）工事 敷地の増減の移転登記日等		2/1 ← 増 →	2/28							
生産施設の設置工事	備考 1 参照									
施設の名称	施設番号		4/1	4/20	5/30					
ボイラー室	セ - 4			← 撤去 →	← 新設 →					
第 2 菓子パン工場	セ - 5	2/1						1/31	→	
		備考 2 参照								
緑地・環境施設の設置工事										
施設の名称	施設番号		4/1	4/20						
ボイラー室南	リ - 3		一部	← 撤去 →	5/1	5/30				
ボイラー室北	リ - 4				← 増設 →					
第 2 菓子パン工場まわり	リ - 5				← 増設 →					
敷地南側	リ - 6							1/15	← 新設 →	2/10
第 2 菓子パン工場南側壁	リ - 7							← 新設 →		2/10
テニスコート	カ - 2	2/1	2/28					1/10	← 新設 →	
		増設								
その他の主要施設の設置工事										
	備考 3 参照									
汚水処理装置（ア - 1）								1/10	← 移設 →	1/31

備考 1 工事の日程の欄には、工事の種類ごとに工事の期間を 印で記載するとともに、当該工事の開始と終了の日を付記して下さい。
 なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始の日も工事の日程にあわせて明記して下さい。また、生産施設の設置工事
 緑地・環境施設の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載して下さい。
 2 施設の名称、施設番号の欄には規則による届出書の別紙 1 及び 2 に記載した生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の名称、番号を
 記載して下さい。
 3 事務所、倉庫等その他の主要施設の設置工事の日程の欄には、当該工事の開始が生産施設の設置工事、緑地・環境施設の設置工事
 のいずれよりも早い場合のみ、当該施設の種別を工事の種類の欄に明記して下さい
 4 変更の届出の場合には、変更に係る施設について記載して下さい。

緑地と緑地以外の環境施設の設置工事の終了時期は、原則として、当該環境施設の設置届出と同時に届け出た生産施設の運転開始時期までとすること。ただし、以下のような場合で環境施設の設置工事の日程、内容が適切であり、かつその実施が確実であると認められる環境施設設置計画に従って設置工事が進められる場合はこの限りではない。

- イ 生産施設の運転開始までの時期がごく短期間である場合
- ロ 樹木の植栽適時が生産施設の運転開始時までに到来しない場合
- ハ 植栽地盤の改良工事に長期間を要する場合

兼業の特定工場のみ添付して下さい。

兼 業 調 書

Pi	生産施設の名称	施設番号	生産施設面積 (m ²)			業 種 (分類番号)			備 考
			変 更 前	変 更 後	増減面積				
P ₁	第1医薬品原薬工場	セ - 1	3,000	3,000	0	医薬品原薬製造業 (1651)	65/100	1.3	共通の生産施設の面積の算定方法等について記載してください。 (例)発電施設は使用電力量によって接分した
	第2医薬品原薬工場	セ - 4	1,400	1,400	0				
	ボイラー室	セ - 5	150	150	0				
	計		4,550	4,550	0				
P ₂	第1医薬品製剤工場	セ - 2	1,000	973	1,000 + 973	医薬品製剤製造業 (1652)	65/100	1.2	
	第2医薬品製剤工場	セ - 3	1,100	1,100	0				
	計		2,100	2,073	1,000 + 973				
	計		0	0	0				
P ₃					0				
	計		0	0	0				
P ₄					0				
	計		0	0	0				

- 備考 1 兼業の特定工場のみ添付して下さい。
 2 兼業の数に合わせて、行の増減を適宜行なって下さい。
 3 備考欄には、共通の生産設備の面積の算定方法等について記載して下さい。 (例) 発電施設は使用電力量によって接分した。

(例1) 75頁の届出中、20.6.16の事例をもとに算出した。

準 則 計 算 表

単一業種の場合

中分類業種	分析機器製造業
細分類番号	2735
:	0.65
:	1.2

(1) 生産施設(単一業種) P $(S - \frac{P_0}{S}) - P_1$

$$\begin{aligned}
 P &= 500 \\
 S &= 27,325 \\
 P_0 &= 3,820 \\
 P_1 &= 770 - 98 - 600 - 400 \\
 &= -328
 \end{aligned}
 \qquad
 \begin{aligned}
 & \\
 & \\
 & \\
 & \\
 &= 0.65(27,325 - \frac{3,820}{0.65 \times 1.2}) - (-328) \\
 &= 0.65(27,325 - 4,897.4) + 328 \\
 &= 14,577.94 + 328 \\
 &= 14,905.94 \quad (\text{少数点以下切り捨て}) \\
 &= 14,905 \\
 &500 \quad 14,905 \text{ であるから適している。}
 \end{aligned}$$

(2) 緑地(単一業種) G $\frac{P}{S} (0.15 - \frac{G_0}{S})$

$$\begin{aligned}
 G &= 280 \\
 P &= 500 \\
 G_0 &= 1,126 \\
 S &= 27,325
 \end{aligned}
 \qquad
 \begin{aligned}
 & \\
 & \\
 & \\
 & \\
 &= \frac{500}{0.65} (0.15 - \frac{1,126}{27,325}) \\
 &= 769.2 \times (0.15 - 0.04121) \\
 &= 769.2 \times 0.10879 \\
 &= 83.6812 \\
 &= 84 \\
 &280 \quad 84 \text{ であるから適している。} \\
 &G_0 \text{ 算入面積} = 280 - 84 = 196 \\
 &\text{次回 } G_0 = 1,126 + 196 = 1,322
 \end{aligned}$$

(3) 環境施設(単一業種) E $\frac{P}{S} (0.2 - \frac{E_0}{S})$

$$\begin{aligned}
 E &= 480 \\
 P &= 500 \\
 E_0 &= 1,662 \\
 S &= 27,325
 \end{aligned}
 \qquad
 \begin{aligned}
 & \\
 & \\
 & \\
 & \\
 &= \frac{500}{0.65} (0.2 - \frac{1,662}{27,325}) \\
 &= 769.2 \times (0.2 - 0.06082) \\
 &= 769.2 \times 0.13918 \\
 &= 107.0572 \\
 &= 108 \\
 &480 \quad 108 \text{ であるから適している。} \\
 &E_0 \text{ 算入面積} = 480 - 108 = 372 \\
 &\text{次回 } E_0 = 1,662 + 372 = 2,034
 \end{aligned}$$

備考1 以上の準則計算の計算式の数値(「0.15」「0.2」)(緑地面積率15%、環境施設面積率20%)は、東京都工場立地法地域準則条例で定める工業専用、工業、準工業の工業系地域に立地する特定工場に適用する数値を使用している。

工業系以外の地域に立地する特定工場については、工業立地に関する準則に定めるとおり、上記の式の「0.15」を「0.2」に、「0.2」を「0.25」(緑地面積率20%、環境施設面積率25%)に変えて計算すること。

2 業種については日本標準産業分類の中分類業種名と細分類番号(4ケタ)を記載のこと。

3 2以上の業種に属する特定工場等の場合には各業種毎の生産施設面積を、の値別に整理したもの(兼業調書)を記載すること。

4 計算は小数点第6位を四捨五入すること。

5 準則計算推移表を添付すること。

準 則 計 算 推 移 表 (単一業種の場合)

(例 1)

会社工場名	工業(株) 東京(工場)			
住所・電話番号	〒 - 千代田区丸の内 - -			
	TEL)--		団地特例	有(無)
担当者	代表業種名		分析機器製造業	集合地特例
細分類番号	3116	2735		有(無)
-	P0i	3,820	3,820	1
	i	0.4	0.65	
	i	1.2	1.2	
昭和49年6月28日現在の状況	増設可能敷地面積	【計算式】 $0.4 \left(27,325 - \frac{3,820}{0.4 \times 1.2} \right)$		GO EO
	7,746	2	4	1,003 1,547

整理番号	業種	生産施設面積		当該G設置	変更後G1	当該E設置	変更後E1	備考
		当該変更面積	変更後面積	3 (GO)	(次回GO)	5 (EO)	(次回EO)	
16東第15号	3116	770 98	4,492	640 252		690 252		
16.7.16				388	1,391	438	1,985	
27,325				(73)	(1,076)	(65)	(1,612)	
16東第25号	3116	600	3,892	250 200		250 200		
17.1.26				50	1,441	50	2,035	
27,325				(50)	(1,126)	(50)	(1,662)	
20東第3号	2735	500 400	3,992	400 120		600 120		
20.6.16				280	1,721	480	2,515	
27,325				(196)	(1,322)	(372)	(2,034)	
				()	()	()	()	
				()	()	()	()	

整理番号	業種	生産施設面積		当該G設置	変更後G1	当該E設置	変更後E1	備考
		当該変更面積	変更後面積	(GO)	(次回GO)	(EO)	(次回EO)	
				()	()	()	()	
				()	()	()	()	
				()	()	()	()	
				()	()	()	()	
				()	()	()	()	
				()	()	()	()	
				()	()	()	()	
				()	()	()	()	

- 備考 1 GO・・昭和49年6月28日現在の緑地面積
EO・・昭和49年6月28日現在の環境施設面積(緑地面積を含む)
2 当該G(E)設置・・当該変更に伴い設置される緑地(環境施設の面積)
3 (GO)(EO)・・当該生産施設の面積の変更に伴い設置される緑地面積(環境施設)のうち、当該生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地(環境施設)の面積を超える面積
4 GI(EI)・・当該変更後に設置されている緑地(環境施設)の面積の合計

- 5 次回Go(次回Eo)・・当該変更後に設置されている緑地(環境施設){当該届出前に届けられた緑地(環境施設)の面積の変更に係るものを含む}の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更を含む生産施設の面積の変更に伴い、最低限設置することが必要な緑地(環境施設)の面積の合計を超える面積
6 備考...期間短縮等について記入
7 面積の減少の場合「-〇〇」と入力すれば自動的に「」に変換します。

P_{0i} ... i 業種について昭和49年6月28日現在設置済又は工事中であった生産施設面積

i ... i 業種の生産施設面積率

i ... i 業種の既存生産施設用敷地計算係数

単一業種の場合は「増設可能敷地面積」の欄は「増設可能生産施設面積」としてとらえてください。

計算式：単一業種 $(S - \frac{P_0}{i})$

整理番号と受理年月日は、受理通知書が届いてから記入してください。

届出毎にこの表を作成して下さい。(敷地面積の変更のみの場合等も作成するようにして下さい。)

左の推移表は、昭和49年6月29日現在、敷地面積27,325㎡、生産施設面積3,820㎡、緑地面積1,003㎡、環境施設面積1,547㎡であった工場が3回の変更届出を行ってきた場合である。

- | | |
|-----|-----------------------------------|
| 1回目 | 生産施設.....770㎡の増設と98㎡の撤去 |
| | 緑地.....640㎡の増設と252㎡の撤去(388㎡の増) |
| | 緑地以外の環境施設.....50㎡の増設 |
| 2回目 | 生産施設.....600㎡の増設 |
| | 緑地.....250㎡の増設と200㎡の撤去(50㎡の増) |
| | 緑地以外の環境施設.....変更なし |
| 3回目 | 生産施設.....スクラップ&ビルド(500㎡の増と400㎡の減) |
| | 緑地.....400㎡の増設と120㎡の撤去(280㎡の増) |
| | 緑地以外の環境施設.....200㎡の増設 |

(3回目の届出は74頁の準則計算表と対応している。)

(例2) 78頁の届出中、20.6.25の事例をもとに算出した。

準 則 計 算 表

兼業の場合

中分類業種 医薬品製造業
 細分類番号 1 6 5 1、1 6 5 2
 : 0.65 : 1.3, 1.2

(1) 生産施設 (単一業種)

n = m = 2
 i = 1、2
 P₁ = -1,600 + 1,700 - 220
 - 40 + 170 = 10
 P₂ = 520 - 50 + 125 = 595
 1 = 0.65
 2 = 0.65
 S = 29,000
 P₀₁ = 1,600
 P₀₂ = 3,400
 1 = 1.3
 2 = 1.2

(2以上の業種) $S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{i}$

$$\begin{aligned} \text{右辺} &= S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{i} = 29,000 - \left(\frac{1,600}{0.65 \times 1.3} + \frac{3,400}{0.65 \times 1.2} \right) \\ &= 29,000 - (1,893.4 + 4,358.9) \\ &= 29,000 - 6,252.3 \\ &= 22,747 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{左辺} &= \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{i} = \frac{10}{0.65} + \frac{595}{0.65} \\ &= 15.38 + 915.38 \\ &= 930.76 \quad (\text{小数点以下切り捨て}) \\ &= 930 \end{aligned}$$

930 22,747 であるから準則に適している。

(2) 緑 地 (単一業種)

n = 2
 j = 1.2
 P₁ = 170
 P₂ = 125
 1 = 0.65
 2 = 0.65
 G₀ = 2,868
 S = 29,000
 G = 150

(2以上の業種) $G \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{j} (0.15 - \frac{G_0}{S})$

$$\begin{aligned} \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{j} (0.15 - \frac{G_0}{S}) &= \left(\frac{170}{0.65} + \frac{125}{0.65} \right) \left(0.15 - \frac{2,868}{29,000} \right) \\ &= (261.5 + 192.3) (0.15 - 0.09890) \\ &= 453.8 \times 0.0511 \quad 150 \quad 24 \text{ であるから適している。} \\ &= 24 \quad G_0 \text{ 算入面積} = 150 - 24 = 126 \\ &\quad \text{次回 } G_0 = 2,868 + 126 = 2,994 \end{aligned}$$

(3) 環境施設 (単一業種)

E = 550
 E₀ = 3,131
 他は緑地と同じ

(2以上の業種) $E \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{j} (0.2 - \frac{E_0}{S})$

$$\begin{aligned} \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{j} (0.2 - \frac{E_0}{S}) &= \left(\frac{170}{0.65} + \frac{125}{0.65} \right) \left(0.2 - \frac{3,131}{29,000} \right) \\ &= (261.5 + 192.3) (0.2 - 0.10797) \\ &= 453.8 \times 0.09203 \quad 550 \quad 42 \text{ であるから適している。} \\ &= 42 \quad E_0 \text{ 算入面積} = 550 - 42 = 508 \\ &\quad \text{次回 } E_0 = 3,131 + 508 = 3,639 \end{aligned}$$

- 備考 1 以上の準則計算の計算式の数値(「0.15」「0.2」)(緑地面積率15%、環境施設面積率20%)は、東京都工場立地法地域準則条例で定める工業専用、工業、準工業の工業系地域に立地する特定工場に適用する数値を使用している。
 工業系以外の地域に立地する特定工場については、工業立地に関する準則に定めたとおり、上記の式の「0.15」を「0.2」に、「0.2」を「0.25」(緑地面積率20%、環境施設面積率25%)に変えて計算すること。
 2 業種については日本標準産業分類の中分類業種名と細分類番号(4ケタ)を記載のこと。
 3 2以上の業種に属する特定工場等の場合には各業種毎の生産施設面積を、の値別に整理したものの(兼業調査)を記載すること。
 4 計算は小数点第6位を四捨五入すること。
 5 準則計算推移表を添付すること。

準 則 計 算 推 移 表 (兼業の場合)

(例 2)

会社工場名	工業(株) 東京(工場)				
住所・電話番号	〒 - 千代田区丸の内 - - TEL()--				
担当者			代表業種名	医薬品製造業	団地特例 有(無)
細分類番号	1761	1762	1651	1652	集合地特例 有(無)
	P0i	1,600	3,400	1,600	3,400
	i	0.3	0.4	0.65	0.65
	i	1.3	1.2	1.3	1.2
昭和49年6月28日現在の状況	増設可能敷地面積		[計算式] $29,000 - \left[\frac{1,600}{0.3 \times 1.3} + \frac{3,400}{0.4 \times 1.2} \right]$		GO E0
	17,814		2,500		3,000

整理番号	業種	生産施設面積		当該G設置	変更後G1	当該E設置	変更後E1	備考
受理年月日		当該変更面積	変更後面積	(GO)	(次回GO)	(EO)	(次回EO)	
敷地面積				3		5		6
16東第20号	1761	1,700 1,600	1,700	900		900		
16.9.13	1762		3,400	900	3,400	900	3,900	
29,000				(255)	(2,755)	(69)	(3,069)	
16東第30号	1761	220	1,480	400 150		400 150		
17.2.16	1762	520	3,920	250	3,650	250	4,150	
29,000				(113)	(2,868)	(62)	(3,131)	
20東第5号	1651	170 40	1,610	400 250		800 250		
20.6.25	1652	125 50	3,995	150	3,800	550	4,700	
29,000				(126)	(2,994)	(508)	(3,639)	
				()	()	()	()	
				()	()	()	()	
				()	()	()	()	
				()	()	()	()	

整理番号	業種	生産施設面積		当該G設置	変更後G1	当該E設置	変更後E1	備考
受理年月日		当該変更面積	変更後面積	(GO)	(次回GO)	(EO)	(次回EO)	
敷地面積								
				()	()	()	()	
				()	()	()	()	
				()	()	()	()	
				()	()	()	()	
				()	()	()	()	
				()	()	()	()	
				()	()	()	()	
				()	()	()	()	
				()	()	()	()	
				()	()	()	()	
				()	()	()	()	
				()	()	()	()	

備考 1 GO・・・昭和49年6月28日現在の緑地面積
E0・・・昭和49年6月28日現在の環境施設面積(緑地面積を含む)
2 当該G(E)設置・・・当該変更に伴い設置される緑地(環境施設の面積)
3 (GO)(EO)・・・当該生産施設の面積の変更に伴い設置される緑地面積(環境施設)のうち、当該生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地(環境施設)の面積を超える面積
4 G1(E1)・・・当該変更後に設置されている緑地(環境施設)の面積の合計

5 次回Go(次回Eo)・・・当該変更後に設置されている緑地(環境施設){当該届出前に届けられた緑地(環境施設)の面積の変更に係るものを含む}の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更を含む生産施設の面積の変更に伴い、最低限設置することが必要な緑地(環境施設)の面積の合計を超える面積
6 備考...期間短縮等について記入
7 面積の減少の場合「-〇〇」と入力すれば自動的に「」に変換します。

P_{0i} ... i 業種について昭和49年6月28日現在設置済又は工事中であった生産施設面積

i ... i 業種の生産施設面積率

i ... i 業種の既存生産施設用敷地計算係数

$$\text{計算式： 兼 業 } S = \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{i}$$

整理番号と受理年月日は、受理通知書が届いてから記入してください

兼業の場合の生産施設の面積の欄は業種ごとに区分して記入してください。

その場合、業種の欄に分類番号を記載してください

届出毎にこの表を作成してください。(敷地面積の変更のみの場合等も作成するようにしてください。)

左の推移表は、2つの業種をもつ兼業工場が3回の変更届出を行った場合の例である。
昭和49年6月29日現在、29,000㎡敷地面積、生産施設(医療品原薬製造工場1,600㎡、医療品製剤製造工場3,400㎡)、緑地2,500㎡、緑地以外の環境施設(テニスコート500㎡)である。

3回目の届出は以下のとおりであり、79頁の準則計算表と対応している。

医療品原薬工場のスクラップ&ビルド(170㎡の増設と40㎡の減)

医療品製剤工場のスクラップ&ビルド(125㎡の増設と50㎡の減)

緑地 400㎡の増設と250㎡の減(150㎡の増)

緑地以外の環境施設 バレーコート(400㎡)の施設